

社会的養護の現状について(参考資料)

平成23年7月

1. 社会的養護の現状	・ ・ 1
2. 要保護児童数の増加	・ ・ 2
3. 虐待を受けた児童の増加	・ ・ 4
4. 障害等のある児童の増加	・ ・ 7
5. 児童養護施設の形態の現状と小規模化の必要性	・ ・ 8
6. 進学、就職の状況、自立支援の推進	・ ・ 10
7. 児童養護施設の人員配置と措置費について	・ ・ 13
8. 職員配置基準と居室面積基準等の改正経緯	・ ・ 15
9. 里親制度の概要	・ ・ 19
10. 里親委託率について	・ ・ 23
11. 里親委託の推進と支援機関	・ ・ 30
12. 市町村における要保護児童対策	・ ・ 34
13. 社会的養護の充実のためのこれまでの取り組み	・ ・ 36
14. 社会的養護の充実のために当面直ちに行った事項	・ ・ 38

1. 社会的養護の現状

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万7千人。このうち、児童養護施設は約3万人。

里親	家庭における養育を 里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリー ホーム	養育者の住居において家庭的 養護を行う(定員5～6名)	
			7,180人	2,837人	3,836人			
	区分 (里親は 重複登 録有り)	養 育 里 親	5,823人	2,296人	3,028人		ホ ー ム 数	49か所
		専 門 里 親	548人	133人	140人			
		養子希望里親	1,451人	178人	159人			
		親 族 里 親	342人	341人	509人			
							委託児童数	219人

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	124か所	575か所	33か所	58か所	272か所	59か所
定員	3,794人	34,569人	1,539人	4,043人	5,430世帯	399人
現員	2,968人	30,594人	1,111人	1,545人	4,002世帯 児童5,897人	283人
職員総数	3,861人	14,892人	831人	1,894人	1,995人	256人

小規模グループケア	458カ所
地域小規模児童養護施設	190カ所

資料: 福祉行政報告例(平成22年3月末現在)

※職員数は、社会福祉施設等調査報告(平成20年10月1日現在)

※児童自立支援施設は、国立2施設を含む(家庭福祉課調)

※自立援助ホームは、家庭福祉課調(施設数は平成22年3月末現在、その他は同年3月1日現在)

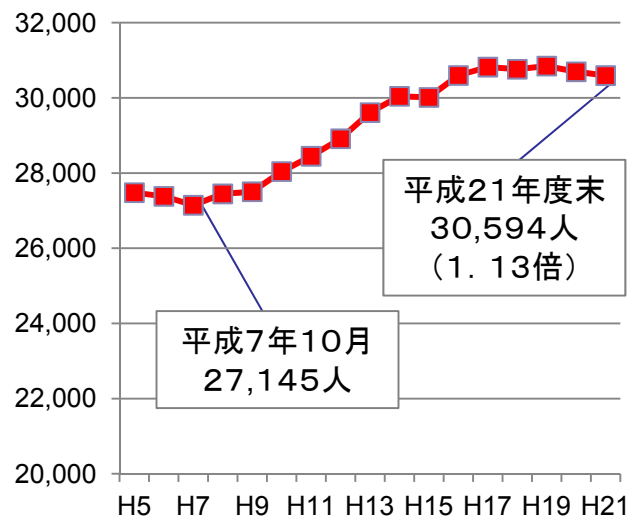
※小規模グループケア、地域小規模児童養護施設は家庭福祉課調(平成22年3月末現在)

2. 要保護児童数の増加

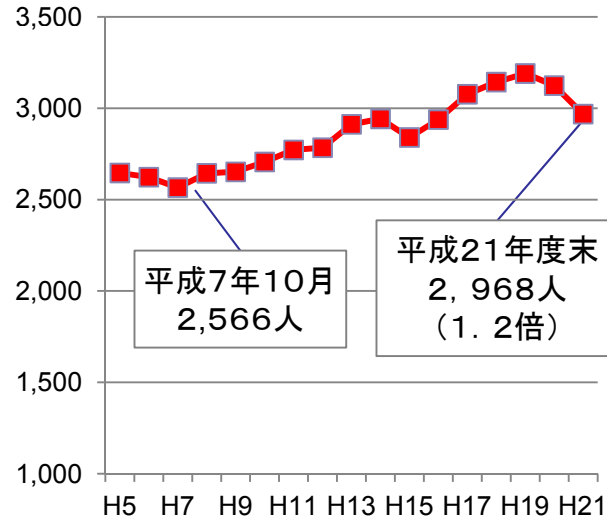
要保護児童数の増加に伴い、ここ十数年で、児童養護施設の入所児童数は1.13倍、乳児院が1.2倍に増加。一方、里親委託児童は、1.8倍に増加。

(注)児童養護施設・乳児院については社会福祉施設等調査(各年度10月1日現在)による。ただし、平成21年度のみ福祉行政報告例(平成22年3月末日現在)
里親については福祉行政報告例(各年度3月末日現在)

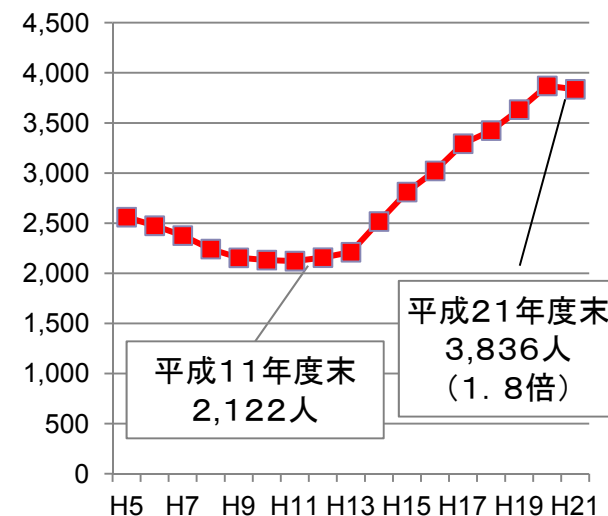
○児童養護施設の入所児童数



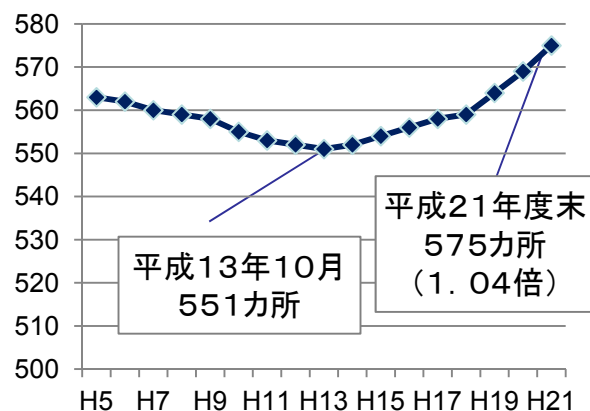
○乳児院の入所児童数



○里親への委託児童数



○児童養護施設の設置数



○乳児院の設置数



(参考) 児童養護施設の児童の年齢、在所期間、措置理由

①児童養護施設の児童の年齢

	在籍児の年齢	入所時の年齢
0歳	6 (0.0%)	59 (0.2%)
1歳	34 (0.1%)	968 (3.1%)
2歳	454 (1.4%)	6,763 (21.4%)
3歳	1,120 (3.5%)	3,949 (12.5%)
4歳	1,520 (4.8%)	2,819 (8.9%)
5歳	1,711 (5.4%)	2,442 (7.7%)
6歳	1,858 (5.9%)	2,432 (7.7%)
7歳	1,860 (5.9%)	1,977 (6.3%)
8歳	1,973 (6.2%)	1,881 (6.0%)
9歳	2,095 (6.6%)	1,657 (5.2%)
10歳	2,300 (7.3%)	1,511 (4.8%)
11歳	2,389 (7.6%)	1,259 (4.0%)
12歳	2,486 (7.9%)	1,154 (3.7%)
13歳	2,466 (7.8%)	1,053 (3.3%)
14歳	2,349 (7.4%)	864 (2.7%)
15歳	2,356 (7.5%)	505 (1.6%)
16歳	1,745 (5.5%)	163 (0.5%)
17歳	1,581 (5.0%)	43 (0.1%)
18歳～	1,256 (4.0%)	9 (0.0%)
総数	31,593 (100%)	31,593 (100%)
平均	10.6歳	5.9歳

(注)総数には期間不詳も含む。

②在籍児童の在籍期間

	在籍児童数
1年未満	5,410 (17.1%)
1年以上-2年未満	4,416 (14.0%)
2年以上-3年未満	3,621 (11.5%)
3年以上-4年未満	3,182 (10.1%)
4年以上-5年未満	2,582 (8.2%)
5年以上-6年未満	2,255 (7.1%)
6年以上-7年未満	2,160 (6.8%)
7年以上-8年未満	1,783 (5.6%)
8年以上-9年未満	1,475 (4.7%)
9年以上-10年未満	1,163 (3.7%)
10年以上-11年未満	959 (3.0%)
11年以上-12年未満	843 (2.7%)
12年以上	1,653 (5.2%)
総数	31,593 (100%)
平均期間	4.6年

(注)総数には期間不詳も含む。

③児童の措置理由

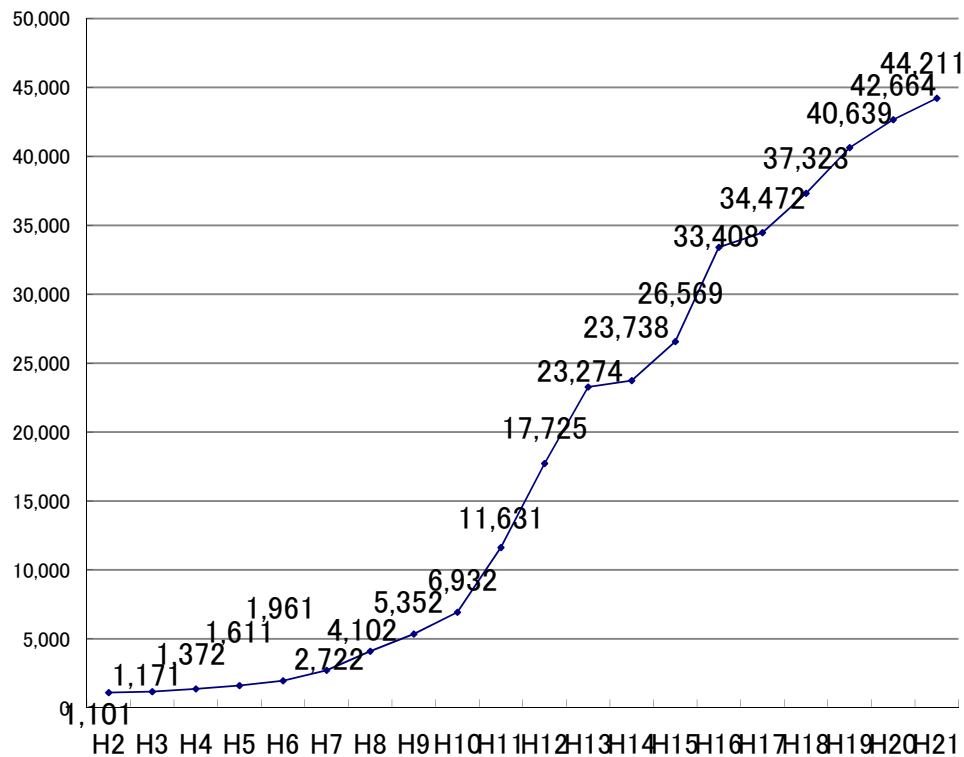
父の死亡	195 (0.6%)
母の死亡	580 (1.8%)
父の行方不明	328 (1.0%)
母の行方不明	1869 (5.9%)
父母の離婚	1304 (4.1%)
父母の不和	252 (0.8%)
父の拘禁	563 (1.8%)
母の拘禁	1048 (3.3%)
父の入院	327 (1.0%)
母の入院	1506 (4.8%)
父の就労	1762 (5.6%)
母の就労	1293 (4.1%)
父の精神疾患等	180 (0.6%)
母の精神疾患等	3197 (10.1%)
父の放任・怠惰	654 (2.1%)
母の放任・怠惰	3707 (11.7%)
父の虐待・酷使	1849 (5.9%)
母の虐待・酷使	2693 (8.5%)
棄児	166 (0.5%)
養育拒否	1378 (4.4%)
破産等の経済的理由	2390 (7.6%)
児童の問題による 監護困難	1047 (3.3%)
その他	2674 (8.5%)
不詳	631 (2.0%)
総数	31,593 (100.0%)

3. 虐待を受けた児童の増加

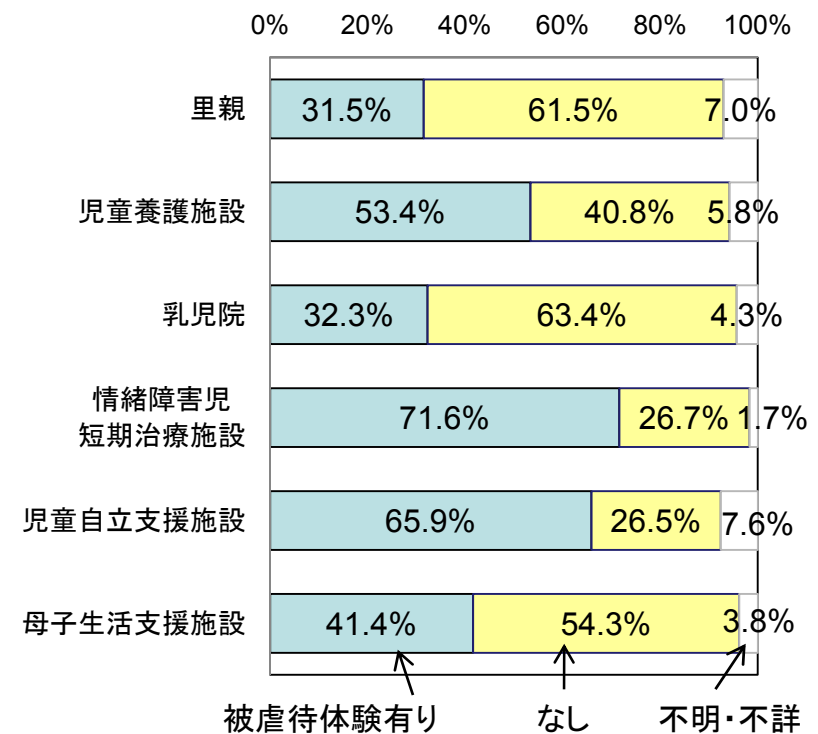
児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成21年度においては3.8倍に増加。

(件数)



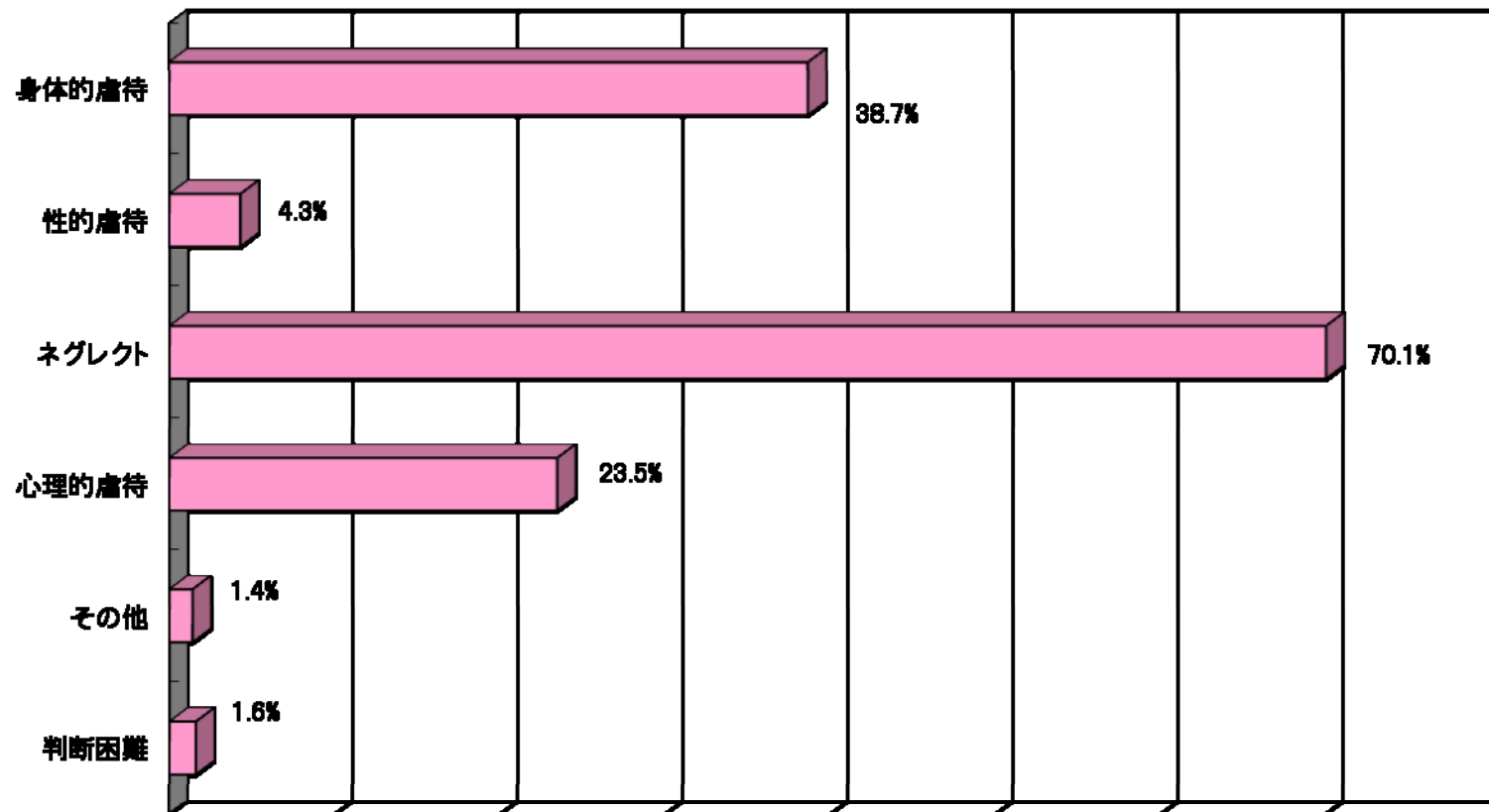
○ 児童養護施設に入所している子どものうち、半数以上は、虐待を受けている。



児童養護施設入所児童等調査結果(平成20年2月1日)

被虐待体験「有り」の場合の虐待の種類(複数回答)

【児童養護施設】N=15,748

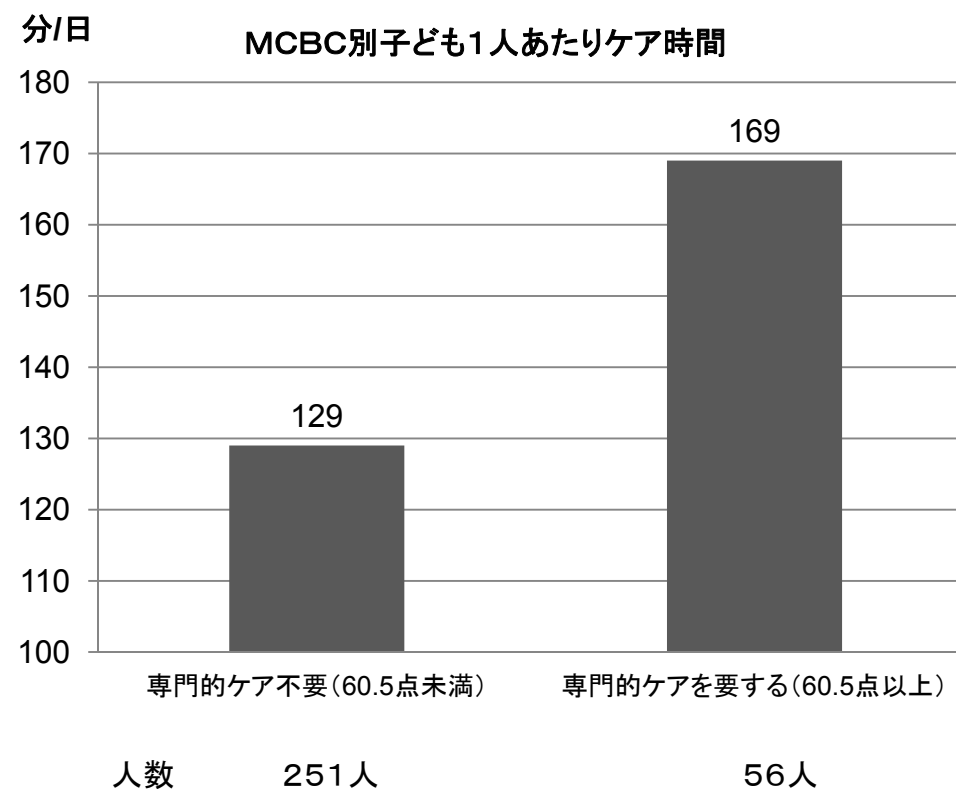
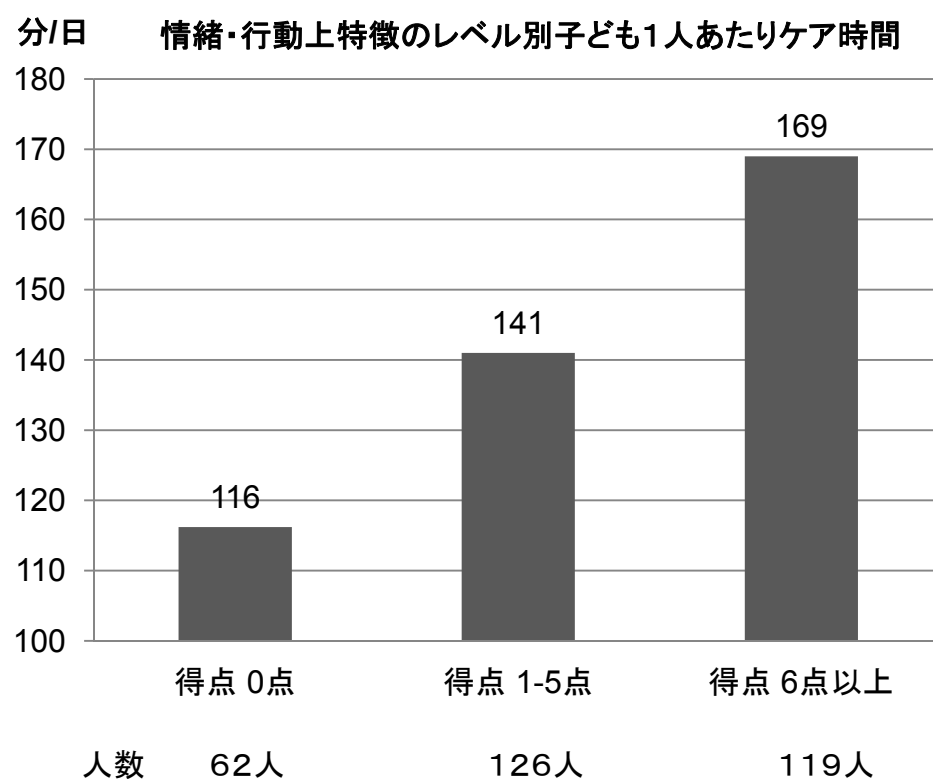


(参考)タイムスタディ調査による子ども1人あたりケア時間の比較

- 児童養護施設でのタイムスタディ調査の結果から、子ども1人あたりケア時間を比較すると、情緒・行動上の問題の多い児童や不適切な養育を受けた児童など、専門的なケアを必要とする児童に対するケア時間は、大幅に長くなっている。

※1人1日あたりに投入されたケア時間は、おおむね30～40%長い。

- この調査は、現行の職員配置基準の制約の下における実態を調べたものであり、十分なケアを行うためには、本来は、更に長いケア時間が必要。



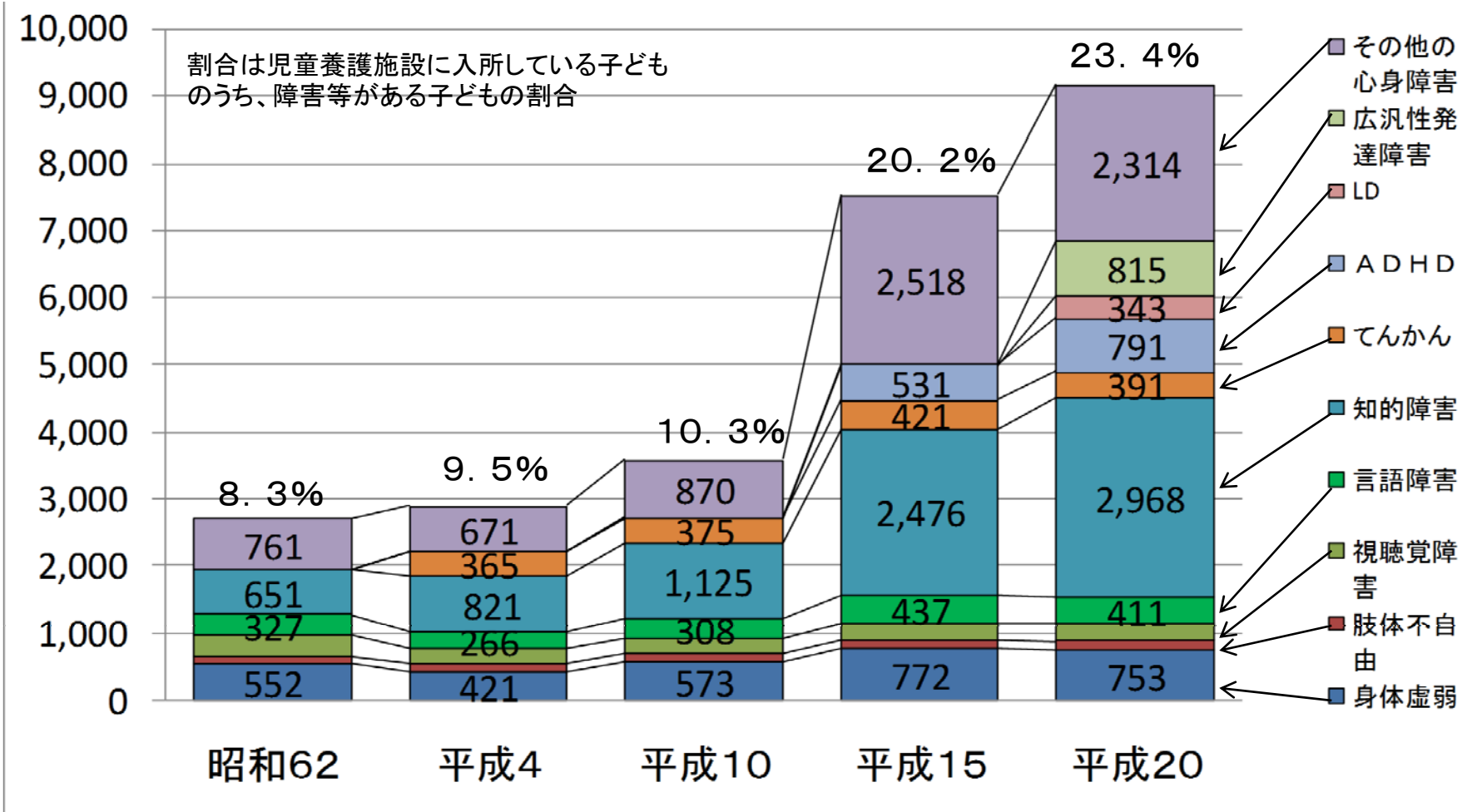
(注) 平成20年度社会的養護における施設ケアに関する実態調査(タイムスタディ調査)による。

(注) MCBC(Maltreated Child's Behavior Checklist)は、不適切な養育を受けた子どもの行動チェックリスト

4. 障害等のある児童の増加

社会的養護を必要とする児童においては、障害等のある児童が増加しており、児童養護施設においては23.4%が、障害有りとなっている。

児童養護施設における障害等のある児童数と種別



ADHD(注意欠陥多動性障害)については、平成15年より、広汎性発達障害およびLD(学習障害)については、平成20年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。

5. 児童養護施設の形態の現状と小規模化の必要性

児童養護施設の7割が大舎制。また、定員100人を超えるような大規模施設もある。家庭的養護の推進のため、施設の小規模化の推進が必要。

① 大舎・中舎・小舎の現状、小規模ケアの現状

		寮舎の形態			小規模ケアの形態		
		大舎	中舎	小舎	小規模グループケア	地域小規模児童養護施設	その他グループホーム
保有施設数 (N=489)	施設数	370	95	114	212	111	55
	%	75.8	19.5	23.4	43.4	22.7	11.3
舎数		476	220	444	212	116	98
一舎あたり定員数	平均	45.65	15.43	8.82	7.27	5.99	6.06
一舎あたり在籍児童数	平均	42.09	14.46	8.36	7.14	5.81	5.58
職員一人あたり児童数※	平均	4.43	3.91	3.39	3.08	2.75	2.59

※ 社会的養護施設に関する実態調査（平成20年3月1日現在）、調査回答施設数489

※「職員1人当たり児童数」は、週40時間に換算したもの。施設においては休日、夜間の対応も行われていることに留意する必要がある。

※「大舎」：1舎当たり定員数が20人以上、「中舎」：同13～19人、「小舎」：同12人以下

※ 例えば、大舎の寮の中に小規模グループケアのユニットがある場合、小規模グループケアによる定員や在籍児童数は、大舎の定員や在籍児童数から除かれている。

② 定員規模別施設数

定員	施設数
～ 20	7 (1.2%)
～ 30	51 (9.0%)
～ 40	83 (14.6%)
～ 50	128 (22.5%)
～ 60	89 (15.6%)
～ 70	74 (13.0%)
～ 80	50 (8.8%)
～ 90	35 (6.2%)
～ 100	20 (3.5%)
～ 110	13 (2.3%)
～ 120	7 (1.2%)
～ 150	6 (1.1%)
151～	6 (1.1%)
総 数	569 (100%)

社会福祉施設等調査
(平成20年10月1日)

施設の小規模化と家庭的養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進

より家庭的な養育環境

児童養護施設

大舎(20人以上)
中舎(13~19人)
小舎(12人以下)

1歳~18歳未満(必要な場合0歳~20歳未満)

職員

施設長等のほか
就学児童6:1
3歳以上 4:1
3歳未満 2:1

587か所

定員34,569人
現員30,594人

乳児院

乳児(0歳)、必要な場合幼児(小学校就学前)

129か所

定員3,794人、現員2,968人

小規模グループケア

本体施設や地域において、小規模なグループによるケアを行う

1グループ6~8人
(乳児院は4~6人)

職員1名+管理宿直を加算

528か所
→26年度目標 800か所
(乳児院等を含む)

地域小規模児童養護施設(グループホーム)

本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用し家庭的環境で養育

定員6人

職員2人+非常勤1人+管理宿直

219か所
→26年度目標 300か所

小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

養育者の住居において家庭的養護を行う

定員5~6人

養育者及び補助者合わせて3人

126か所
→26年度目標 140か所

里親

家庭における養育を里親に委託

児童4人まで

登録里親数 7,180世帯
うち養育里親 5,823世帯
専門里親 548世帯
養子縁組里親 1,451世帯
親族里親 342世帯

委託里親数 2,837世帯
委託児童数 3,836人

→26年度目標
養育里親登録8,000世帯
専門里親登録 800世帯

里親等委託率

$$= \frac{\text{里親+ファミリーホーム}}{\text{養護+乳児+里親+ファミリーホーム}}$$

22年3月末 10.8%
→26年度目標 16%

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)

児童養護施設等退所後、就職する児童等が共同生活を営む住居において自立支援

76か所 →26年度目標 160か所

※「26年度目標」は、子ども子育てビジョン

施設の定員、現員及び里親数等は平成22年3月末福祉行政報告例。

施設数、地域小規模児童養護施設・ファミリーホーム・自立援助ホームのか所数は平成23年4月1日家庭福祉課調べ。

小規模グループケアのか所数は平成23年3月末家庭福祉課調べ。

6. 進学、就職の状況、自立支援の推進

高校進学率は高くなったが、高校卒業後の進路は、一般に比べ進学率は低く、就職が多くなっている。

① 中学校卒業後の進路（平成21年度末に中学校を卒業した児童のうち、平成22年5月1日現在の進路）

		進 学				就 職		その他	
		高校等		専修学校等					
児童養護施設児	2,509人	2,305人	91.9%	64人	2.6%	62人	2.5%	78人	3.1%
里親委託児	209人	197人	94.3%	4人	1.9%	3人	1.4%	5人	2.4%
(参考)全中卒者	1,228千人	1,203千人	98.0%	5千人	0.4%	5千人	0.4%	14千人	1.2%

② 高等学校等卒業後の進路（平成21年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成22年5月1日現在の進路）

		進 学				就 職		その他	
		大学等		専修学校等					
児童養護施設児	1,444人	187人	13.0%	146人	10.1%	969人	67.1%	142人	9.8%
里親委託児	175人	47人	26.9%	34人	19.4%	75人	42.9%	19人	10.9%
(参考)全高卒者	1,069千人	581千人	54.3%	246千人	23.0%	167千人	15.7%	75千人	7.1%

家庭福祉課調べ。全中卒者・全高卒者は、平成22年度学校基本調査）

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校（第82条の2）及び各種学校（第83条）、並びに職業能力開発促進法第16条に基づく公共職業訓練施設

(参考1)措置費による教育等の経費

平成21年度に幼稚園費、学習塾費、部活動費を新設するなど、教育費の充実に努めているところ。
また、就職支度費、大学進学等支度費は、毎年度改善(+2000円)を図ってきている。

		支弁される額 (H23)
幼稚園費 (平成21年度～)		実費
入進学支度費		小学校1年生:39,500円(年額/1人) 中学校1年生:46,100円(年額/1人)
教育費	学用品費等	小学校:2,110円(月額/1人) 中学校:4,180円(月額/1人)
	教材代	実費
	通学費	実費
	学習塾費 (平成21年度～)	実費(中学生を対象)
	部活動費 (平成21年度～)	実費(中学生を対象)
特別育成費		公立高校:22,270円(月額/1人) 私立高校:32,970円(月額/1人) 高等学校第1学年入学時(加算):58,500円(年額/1人)
学校給食費		実費(小学生及び中学生を対象)
見学旅行費		小学校6年生:20,600円(年額/1人) 中学校3年生:55,900円(年額/1人) 高等学校3年生:108,200円(年額/1人)
就職、大学進学等支度費 (近年、逐次改善中)		就職支度費:79,000円(1人一回) 大学進学等自立生活支度費:79,000円(1人一回) 特別基準(両親の死亡等の場合の加算):137,510円

(参考2) 18歳の措置延長制度について

- 児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できるとされている。
- 実際の運用は、18歳の年度末(高校卒業時点)で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下となっている。

児童福祉法 第31条(保護期間の延長等)

2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、…、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

(注)知的障害児施設、肢体不自由児施設等については、障害の程度が重度である等の場合については20歳に達した後においても引き続き在所させることができる。

児童相談所運営指針(平成2. 3. 5 児発133)

(5) 在所期間の延長

ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで(略)更に施設入所を継続させることができる。

特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。

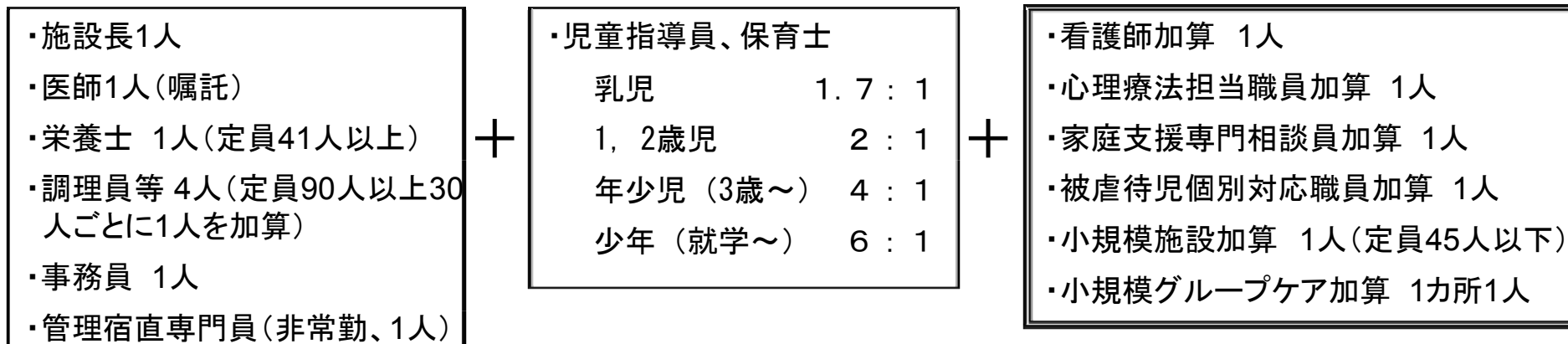
※児童養護施設の年齢別児童数で、17歳は1,581人(平成20年2月1日 児童養護施設入所児童等調査)

一方、児童養護施設を19歳以上で退所した児童数は108人(平成18年中。平成19年度社会的養護施設に関する実態調査)

7. 児童養護施設の人員配置と措置費について

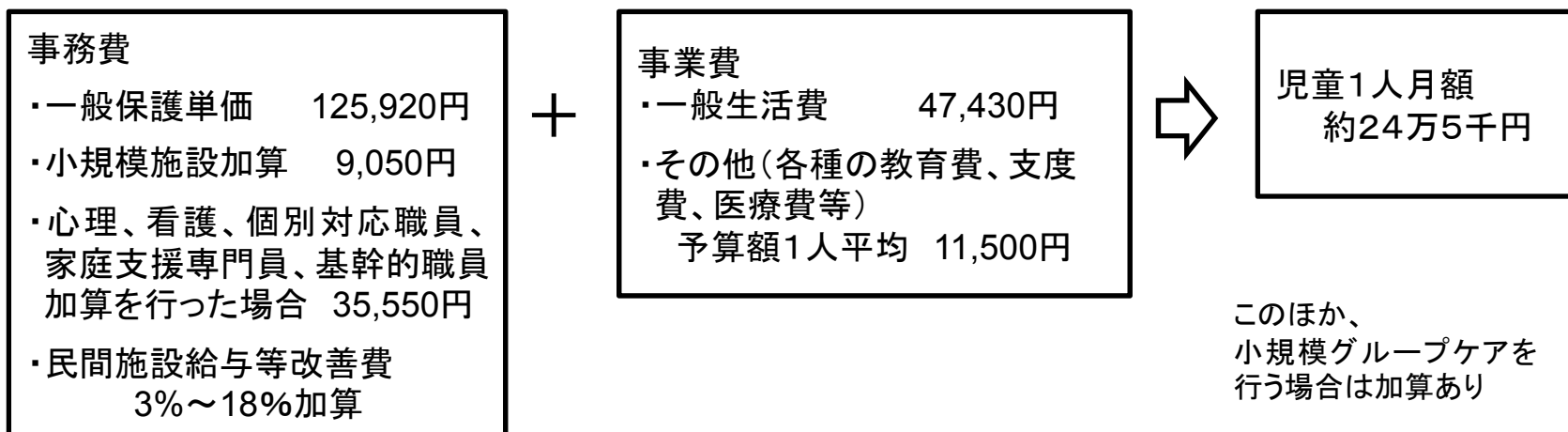
児童養護施設の措置費の人員配置については、被虐待児の増加などを踏まえ、加算職員の配置の充実に努めている

措置費の人員配置



措置費

(例)定員45人の場合



(参考)児童入所施設等措置費予算の改善経緯

	予算額 (対前年度増加額)	主な改善事項
平成18年度	72,501百万円 (1,240百万円増)	・児童養護施設等への心理療法担当職員の常勤配置 ・小規模グループケアの推進(527か所→549か所) ・就職支度費等の改善(@67,000円→69,000円) ・里親手当の改善(@32,000円→33,000円)
平成19年度	75,255百万円 (2,754百万円増)	・児童養護施設等の被虐待児個別対応職員の常勤化 ・小規模グループケアの推進(549か所→580か所) ・地域小規模児童養護施設の拡充(100か所→200か所) ・就職支度費等の改善(@69,000円→71,000円) ・里親手当の改善(@33,000円→34,000円)
平成20年度	77,538百万円 (2,283百万円増)	・児童養護施設の看護師の常勤配置(53か所) ・小規模グループケアの推進(580か所→613か所) ・就職支度費等の改善(@71,000円→73,000円) ・里親手当の改善(@34,000円→72,000円(21年1月～)) ・専門里親手当の改善(@90,200円→123,000円(21年1月～))
平成21年度	79,748百万円 (2,210百万円増)	・乳児院の被虐待児個別対応職員の常勤配置(53か所) ・小規模グループケアの推進(613か所→645か所) ・就職支度費等の改善(@73,000円→75,000円) ・ファミリーホームの創設及び自立援助ホームの拡充 ・基幹的職員の格付け ・学習塾費、部活動費及び幼稚園費の創設
平成22年度	81,272百万円 (1,524百万円増)	・乳児院の家庭支援専門相談員の非常勤配置 ・児童養護施設の看護師の配置の拡充 ・小規模グループケアの推進(645か所→703か所) ・就職支度費等の改善(@75,000円→77,000円)
平成23年度	83,473百万円 (2,202百万円増)	・小規模グループケアの推進(703か所→713か所) ・地域小規模児童養護施設の拡充(200か所→210か所) ・就職支度費等の改善(@77,000円→79,000円) ・児童養護施設における定員規模の見直し(62人→58人)

8. 職員配置基準と居室面積基準等の改正経緯

(1) 職員配置基準の改正経緯

①最低基準における直接処遇職員の定数改定の経緯

	S23～S37	S39	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S51	S54	S55	S62
乳児院 (10人以上)	(看護師) 3:1	2.5:1					2:1					1.7:1		
児童 養護 施設	3歳未満 3歳以上 少年	10:1	9:1	8:1			3:1 6:1 8:1			3:1 5:1 7:1		2:1 4:1 6:1		
情緒障害児短期 治療施設	10:1	9:1										5:1		
児童自立支援 施設	8:1	7:1		6:1										5:1

②予算上の措置における直接処遇職員の定数改定の経緯

	S37	S39	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S51	S54	S55	S62
乳児院 (10人以上)	(看護師) 2.5:1						2:1				1.7:1			
児童 養護 施設	3歳未満 3歳以上 少年	5:1					3:1				2:1			
		10:1	9:1	8:1	7:1	6:1		5.5:1	5:1		4:1			
					8:1			7.5:1	7:1		6:1			
情緒障害児短期 治療施設	10:1	9:1						8:1	7:1	6:1	5:1			
児童自立支援 施設	8:1	7:1		6:1									5:1	

(2) 最低基準における居室面積（1人当たり）の改正経緯

	昭和23年	昭和36年	平成10年	平成23年 (今回改正)
乳児院	1. 65㎡以上			2. 47㎡以上
児童養護施設	2. 47㎡以上		3. 3㎡以上	4. 95㎡以上 (乳幼児のみの居室 は3. 3㎡以上)
情緒障害児短期治療施設		2. 47㎡以上	3. 3㎡以上	4. 95㎡以上
児童自立支援施設	2. 47㎡以上		3. 3㎡以上	4. 95㎡以上
母子生活支援施設	1人あたり 2. 47㎡以上		1人あたり 3. 3㎡以上	1室あたり 30㎡以上

(参考)

・平成10年度における居室面積の引上げは、大人の入所施設である養護老人ホーム、身体障害者更生施設の最低基準において、3. 3㎡／人以上とされていたこととの並びをとって行ったもの。(その後、養護老人ホームは10. 65㎡／人以上、障害者支援施設は9. 9㎡／人以上に引き上げられている)

(3) 最低基準における居室定員の上限の改正経緯

	昭和23年	昭和36年	平成23年 (今回改正)
児童養護施設	15人以下		4人以下 (乳幼児のみの居室は6人以下)
情緒障害児短期治療施設		5人以下	4人以下
児童自立支援施設	15人以下		4人以下

(4) 居室面積（1人当たり）の分布

	今回改正前基準	今回改正後基準	1人当たりの寝室・居室面積の分布 ※()内は建築年度が平成16年度以降の室についての分布						
			～2.5㎡	2.5～3.3㎡	3.3～4.95㎡	4.95～6.6㎡	6.6～8.25㎡	8.25～9.9㎡	9.9㎡～
乳児院	1.65㎡	2.47㎡	26% (14%)	14% (10%)	31% (43%)	19% (24%)	6% (5%)	2% (0%)	2% (5%)
児童養護施設	3.3㎡	4.95㎡	29% (13%)			31% (26%)	19% (36%)	11% (12%)	11% (14%)
0～6歳の居室	3.3㎡	3.3㎡	(47%)			(38%)	(10%)	(3%)	(2%)
0～6歳と7歳以上混合	3.3㎡	4.95㎡	(47%)			(37%)	(11%)	(3%)	(3%)
7歳以上の居室	3.3㎡	4.95㎡	(10%)			(25%)	(37%)	(13%)	(15%)
情緒障害児短期治療施設	3.3㎡	4.95㎡	8% (0%)			36% (45%)	26% (13%)	7% (1%)	24% (41%)
児童自立支援施設	3.3㎡	4.95㎡	28% (5%)			47% (74%)	16% (9%)	5% (7%)	4% (6%)
母子生活支援施設	3.3㎡／1人当たり	30㎡／1室当たり	母子生活支援施設は1室当たりの面積の分布						
			～30㎡	30～35㎡	35～40㎡		40㎡～		
			58% (11%)	20% (30%)	11% (26%)		10% (34%)		

(資料)平成20年度施設設備実態調査

(5) 居室定員の分布

	今回 改正 前基 準	今回 改正 後基 準	寝室・居室定員の分布 ※()内は建築年度が平成16年度以降の室についての分布										
			～2人	3～ 4人	5～ 6人	7～ 8人	9～ 10人	11～ 12人	13～ 14人	15～ 16人	17～ 18人	19～ 20人	21人 ～
乳児院	—	—	4% (5%)	7% (14%)	17% (10%)	13% (0%)	21% (33%)	9% (14%)	4% (5%)	10% (5%)	3% (5%)	6% (0%)	6% (10%)
			1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人以上		
児童養護施設	15人 以下	4人 以下	23% (39%)	32% (39%)	13% (6%)	18% (12%)	5% (1%)	5% (2%)	1% (0%)	2% (0%)	2% (1%)		
0～6歳の 居室	15人 以下	6人 以下	(2%)	(18%)	(10%)	(23%)	(13%)	(15%)	(2%)	(5%)	(12%)		
0～6歳と7歳 以上混合	15人 以下	4人 以下	(0%)	(24%)	(8%)	(61%)	(0%)	(5%)	(0%)	(0%)	(3%)		
7歳以上の 居室	15人 以下	4人 以下	(41%)	(40%)	(6%)	(10%)	(0%)	(1%)	(0%)	(0%)	(0%)		
情緒障害児 短期治療施設	5人 以下	4人 以下	29% (41%)	31% (31%)	13% (13%)	26% (15%)	1% (0%)						
児童自立支援 施設	15人 以下	4人 以下	3% (13%)	31% (54%)	18% (6%)	30% (25%)	3% (0%)	0% (0%)	0% (0%)	1% (2%)	14% (0%)		
母子生活支援 施設	—	—	—	9% (19%)	31% (38%)	29% (21%)	22% (20%)	5% (3%)	4% (0%)	0% (0%)	0% (0%)		

(資料)平成20年度施設設備実態調査

9. 里親制度の概要

- 里親は、要保護児童（保護者の無い児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、
- ・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」を「養子縁組を希望する里親」等と法律上区分するとともに、
 - ・平成21年度から、養育里親・専門里親の里親手当を倍額に引き上げ
 - ・養育里親と専門里親について、里親研修を充実

種類	養育里親		養子縁組を希望する里親	親族里親
		専門里親		
対象児童	要保護児童 （保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童）	次に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童 （保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童）	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親と三親等以内の親族であること ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと

里親に支給される手当等	里親手当 (月額)	養育里親 72,000円(2人目以降36,000円加算) 専門里親 123,000円(2人目以降87,000円加算)
	一般生活費	乳児 54,980円、乳児以外47,680円 (食費、被服費等。1人月額)
	その他(幼稚園費、教育費、入進学支度金、就職、大学進学等支度費、医療費等)	

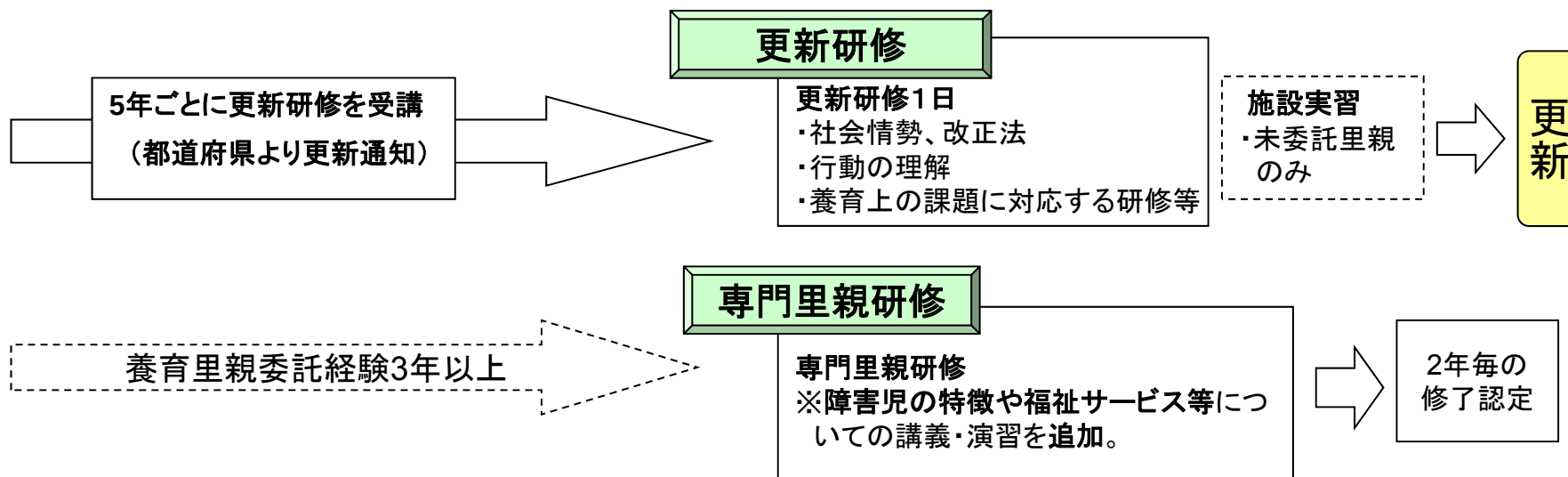
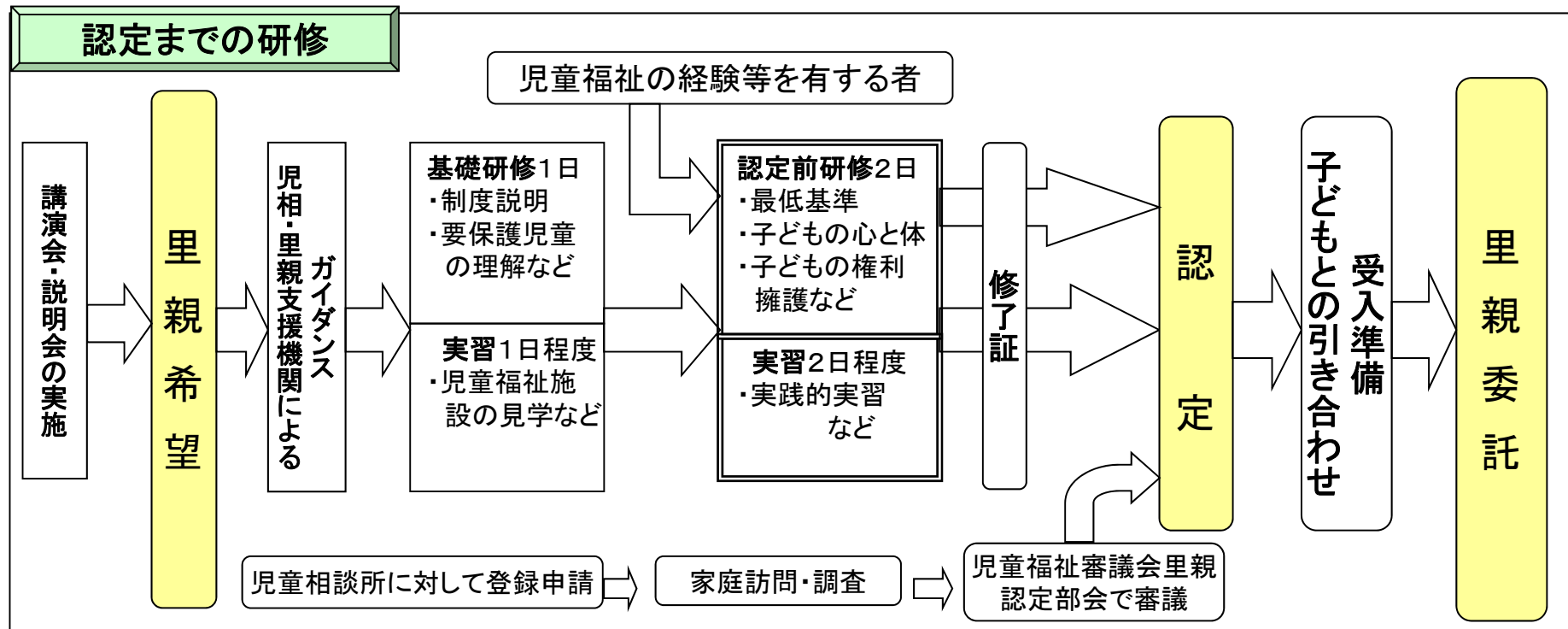
※平成21年度に引上げ(それ以前は、児童1人当たり、養育里親34,000円、専門里親90,200円)

(参考1)里親委託の状況

		登録里親数	委託里親数	委託児童数
		7,180人	2,837人	3,836人
区分 (里親は 重複登録有り)	養育里親	5,823人	2,296人	3,028人
	専門里親	548人	133人	140人
	養子希望里親	1,451人	178人	159人
	親族里親	342人	341人	509人

資料:福祉行政報告例(平成21年度末現在)

(参考2) 養育里親の研修と認定の流れ



(参考3) 里親研修カリキュラム(例)

・・・実施機関は、都道府県（法人、NP0等に委託可）

	目 的	期 間	内 容
(1) 基礎研修 ・ 養育里親を希望する者を対象とした基礎研修	①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する ②今日の要保護児童とその状況を理解する（虐待、障害、実親がいる等） ③里親にもとめられるものを共有する（グループ討議）	1 日 ＋ 実習1日程度	①里親制度の基礎Ⅰ ②保護を要する子どもの理解について（ex保護を要する子どもの現状、児童虐待問題） ③地域における子育て支援サービス（ex地域における子育て相談・各種支援サービス等） ④先輩里親の体験談・グループ討議（ex里親希望の動機、里親にもとめられるもの） ⑤実習（児童福祉施設の見学を主体にしたもの）
(2) 認定前研修 ・ 基礎研修を受講し、里親について概要を理解した上で、本研修を受講する ・ 本研修を修了、養育里親として認定される	社会的養護の担い手である里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につける	2 日 ＋ 実習 2 日程度	①里親制度の基礎Ⅱ（里親が行う養育に関する最低基準） ②里親養育の基本（マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等） ③子どもの心（子どもの発達と委託後の適応） ④子どもの身体（乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養） ⑤関係機関との連携（児童相談所、学校、医療機関） ⑥里親養育上の様々な課題 ⑦児童の権利擁護と事故防止 ⑧里親会活動 ⑨先輩里親の体験談・グループ討議 ⑩実習（児童福祉施設、里親）
(3) 更新研修 ・ 登録または更新後5年目の養育里親 ・ 登録有効期間内に受講し登録更新する	養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。	1 日程度 ※未委託の里親の場合は、施設実習(1日)が必要	①社会情勢、改正法など(ex 子どもをとりまく最新情勢、児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正) ②児童の発達と心理・行動上の理解など(ex子どもの心理や行動についての理解) ③養育上の課題に対応する研修(ex受講者のニーズに考慮した養育上の課題や対応上の留意点) ④意見交換(ex受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換)

10. 里親委託率について

(1) 里親委託率の状況

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- 里親委託率は、平成14年の7.4%から、平成22年3月末には10.8%に上昇
- 子ども・子育てビジョン（平成22年1月閣議決定）において、家庭的養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、平成26年度までに16%に引き上げる目標

（資料）福祉行政報告例（各年度末現在数）

年度	児童養護施設		乳児院		里親等		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成14年度末	28,988	84.8	2,689	7.9	2,517	7.4	34,194	100
平成15年度末	29,144	84.0	2,746	7.9	2,811	8.1	34,701	100
平成16年度末	29,828	83.3	2,942	8.2	3,022	8.4	35,792	100
平成17年度末	29,850	82.6	3,008	8.3	3,293	9.1	36,151	100
平成18年度末	29,889	82.3	3,013	8.3	3,424	9.4	36,326	100
平成19年度末	30,176	82.0	2,996	8.1	3,633	9.9	36,805	100
平成20年度末	30,451	81.6	2,995	8.0	3,870	10.4	37,316	100
平成21年度末	30,594	81.3	2,968	7.9	4,055	10.8	37,617	100

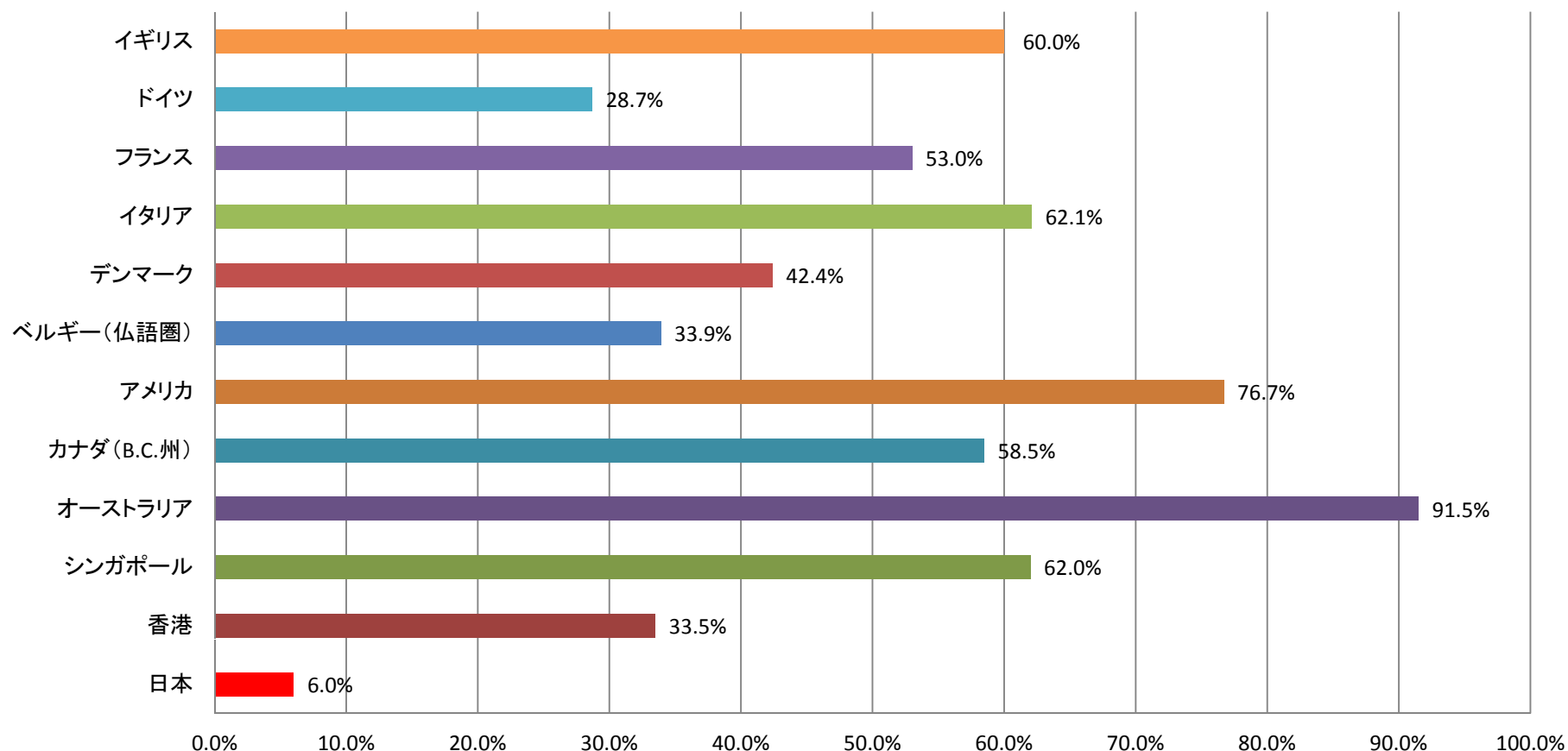
※「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。ファミリーホームは、平成21年度末で49か所、委託児童219人。多くは里親、里親委託児童からの移行。

里親等委託率

(参考) 諸外国における里親等委託率の状況

○制度が異なるため、単純な比較はできないが、欧米主要国では、概ね半数前後が里親委託であり、日本において、施設：里親の比率が9：1となっている現状は、施設養護に依存しているとの指摘がある。

各国の要保護児童に占める里親委託児童の割合(2000年前後の状況)



※「里親委託と里親支援に関する国際比較研究」主任研究者 湯沢雍彦(平成13、14年厚生労働科学研究)

※ 日本の里親等委託率は、平成21年度は10.8%

※ 里親の概念は諸外国によって範囲が異なる。(例えば、親族が子どもを預かる場合や短期間子どもを預かる場合、小規模なグループ形態で子どもを養育する場合を里親に含むか否かが国により異なる等)

(2) 都道府県別の里親等委託率の差

① 都道府県別里親等委託率(平成22年3月末)

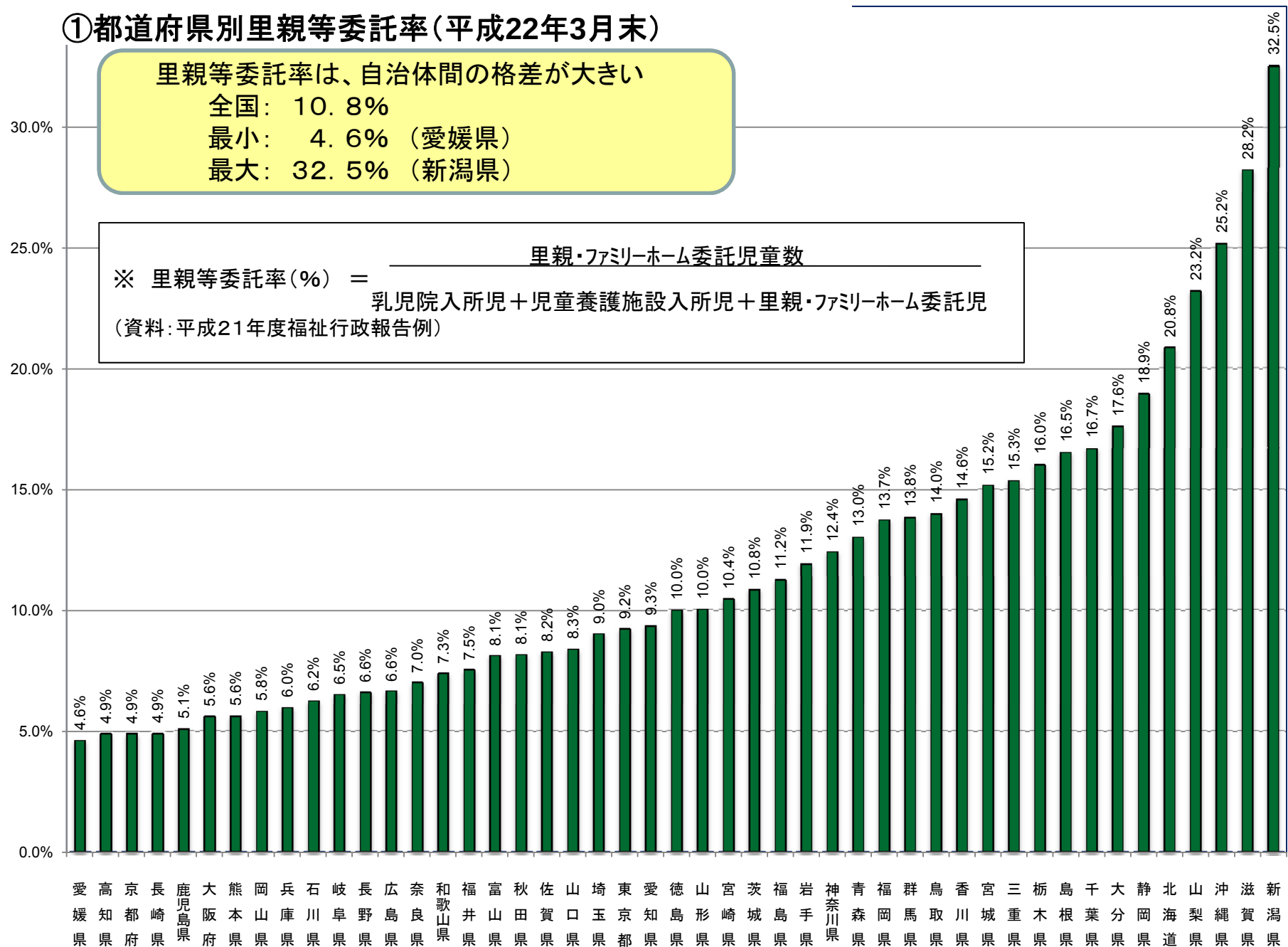
里親等委託率は、自治体間の格差が大きい

全国： 10.8%

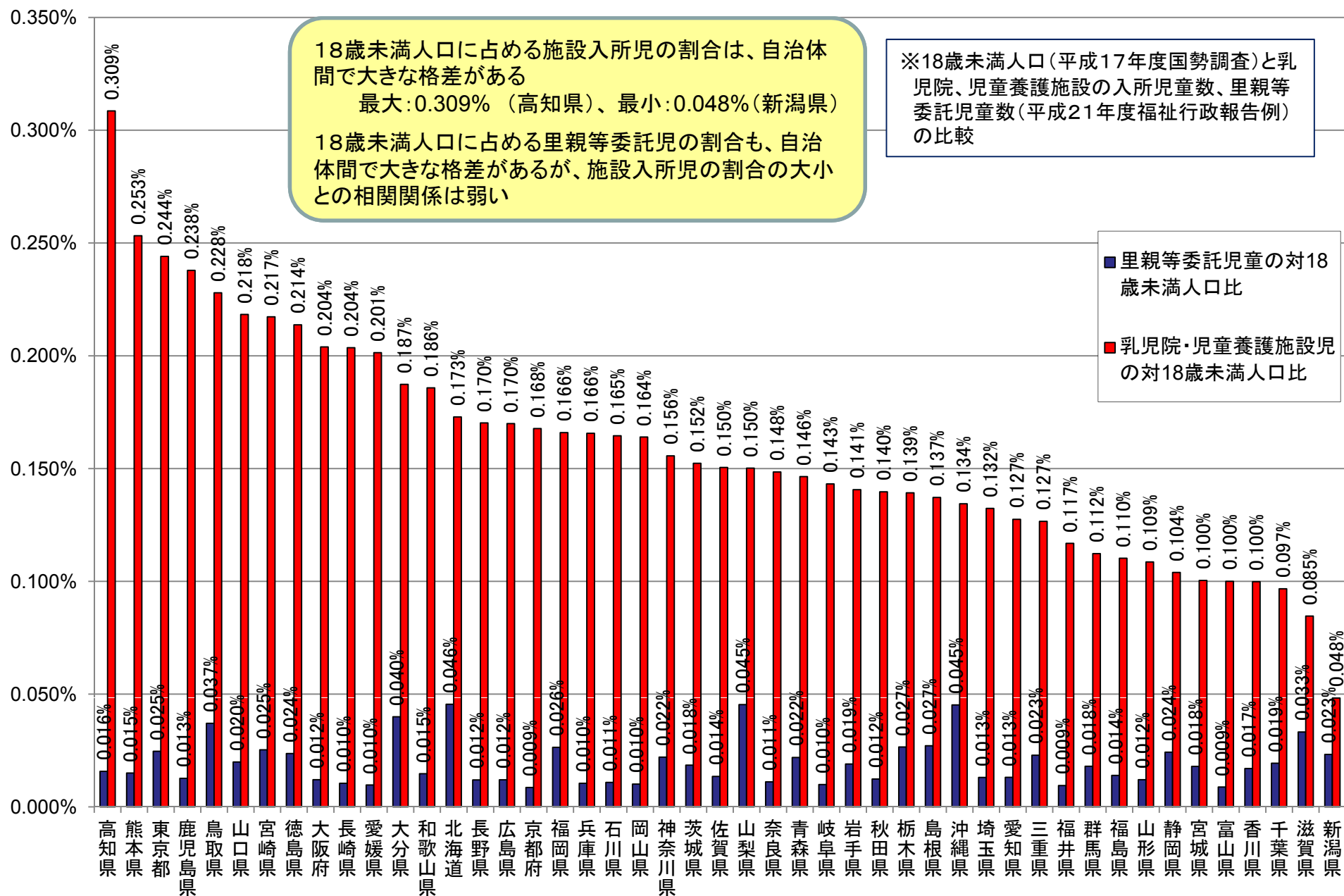
最小： 4.6% (愛媛県)

最大： 32.5% (新潟県)

※ 里親等委託率(%) = $\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児} + \text{児童養護施設入所児} + \text{里親・ファミリーホーム委託児}}$
(資料:平成21年度福祉行政報告例)



②各都道府県の18歳未満人口に占める里親等委託児童数及び乳児院・児童養護施設委託児童数の割合



(参考) 都道府県市別の里親等委託、乳児院、児童養護施設の児童数と割合 (資料)福祉行政報告例(平成22年3月末現在数)

		里親		児童養護施設		乳児院		計
		数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	
		①	② (①/⑦)	③	④ (③/⑦)	⑤	⑥ (⑤/⑦)	⑦ (①+③+⑤)
1	北海道	383	20.8%	1,487	76.5%	51	2.6%	1,944
2	青森県	54	13.0%	336	80.6%	25	6.0%	417
3	岩手県	45	11.9%	299	78.5%	34	8.9%	381
4	宮城県	61	15.2%	343	71.6%	60	12.5%	479
5	秋田県	22	8.1%	225	81.5%	24	8.7%	276
6	山形県	15	10.0%	213	83.2%	12	4.7%	256
7	福島県	53	11.2%	403	84.1%	16	3.3%	479
8	茨城県	96	10.8%	720	80.4%	71	7.9%	895
9	栃木県	93	16.0%	414	70.2%	74	12.5%	590
10	群馬県	49	13.8%	365	77.2%	34	7.2%	473
11	埼玉県	156	9.0%	1,408	80.6%	171	9.8%	1,746
12	千葉県	178	16.7%	877	75.4%	82	7.1%	1,163
13	東京都	377	9.2%	3,753	81.3%	429	9.3%	4,618
14	神奈川県	229	12.4%	1,557	78.6%	166	8.4%	1,981
15	新潟県	92	32.5%	169	55.0%	28	9.1%	307
16	富山県	16	8.1%	168	78.5%	14	6.5%	214
17	石川県	22	6.2%	307	82.5%	26	7.0%	372
18	福井県	14	7.5%	156	76.1%	17	8.3%	205
19	山梨県	71	23.2%	210	64.6%	25	7.7%	325
20	長野県	46	6.6%	602	83.5%	53	7.4%	721
21	岐阜県	37	6.5%	502	84.7%	33	5.6%	593
22	静岡県	148	18.9%	618	71.7%	63	7.3%	862
23	愛知県	168	9.3%	1,478	80.9%	157	8.6%	1,826
24	三重県	75	15.3%	383	74.7%	31	6.0%	513

		里親		児童養護施設		乳児院		計
		数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	
		①	② (①/⑦)	③	④ (③/⑦)	⑤	⑥ (⑤/⑦)	⑦ (①+③+⑤)
25	滋賀県	86	28.2%	183	55.5%	36	10.9%	284
26	京都府	36	4.9%	627	82.0%	76	9.9%	731
27	大阪府	175	5.6%	2,655	83.9%	307	9.7%	3,102
28	兵庫県	101	6.0%	1,443	83.7%	153	8.9%	1,610
29	奈良県	27	7.0%	326	78.2%	35	8.4%	423
30	和歌山県	26	7.3%	304	79.2%	24	6.3%	372
31	鳥取県	39	14.0%	207	66.8%	33	10.6%	280
32	島根県	34	16.5%	145	60.9%	27	11.3%	199
33	岡山県	34	5.8%	516	83.4%	36	5.8%	605
34	広島県	59	6.6%	798	86.1%	36	3.9%	796
35	山口県	48	8.3%	493	80.8%	34	5.6%	526
36	徳島県	31	10.0%	259	74.6%	21	6.1%	323
37	香川県	29	14.6%	149	63.1%	21	8.9%	184
38	愛媛県	24	4.6%	457	81.6%	41	7.3%	543
39	高知県	20	4.9%	361	80.2%	30	6.7%	411
40	福岡県	226	13.7%	1,275	75.6%	146	8.7%	1,738
41	佐賀県	22	8.2%	228	74.0%	17	5.5%	269
42	長崎県	28	4.9%	508	82.5%	38	6.2%	584
43	熊本県	49	5.6%	769	83.7%	58	6.3%	877
44	大分県	81	17.6%	366	72.5%	14	2.8%	462
45	宮崎県	53	10.4%	430	77.8%	25	4.5%	515
46	鹿児島県	40	5.1%	707	84.6%	43	5.1%	775
47	沖縄県	140	25.2%	395	65.5%	21	3.5%	528
	全 国	4,055	10.8%	30,594	81.3%	2,968	7.9%	3,7316

(3)里親等委託率の最近5年間の増加幅の大きい自治体

- 最近5年間で、福岡市が6.9%から20.9%へ増加するなど、里親委託率を大幅に伸ばした県・市も多い。
- これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。

		増加幅 (16→21比較)	里親等委託率	
			平成16年度末	平成21年度末
1	福岡市	14.0 増加	6.9%	20.9%
2	大分県	10.2 増加	7.4%	17.6%
3	宮城県	9.1 増加	8.0%	17.0%
4	静岡県	8.3 増加	10.6%	18.9% ※静岡市、浜松市分を含む
5	栃木県	8.1 増加	7.9%	16.0%
6	香川県	8.1 増加	6.5%	14.6%
7	滋賀県	7.9 増加	20.3%	28.2%
8	福岡県	7.4 増加	4.0%	11.5%
9	佐賀県	7.0 増加	1.2%	8.2%
10	新潟県	6.1 増加	26.4%	32.5% ※新潟市分を含む

(4) 里親委託を推進する上での課題と取り組み

里親委託を進める上での課題

○ 登録里親確保の問題

- ・里親制度の社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。
- ・里親の希望する条件(性別、年齢、養子縁組可能性等)と合わない。
- ・信頼関係の構築が難しく、児童相談所として信頼できる里親に限られる。里親の養育技術向上。
- ・里子が万一のトラブルや事故に遭遇した時の里親としての責任が心配で、登録申請に至らない。 等

○ 実親の同意の問題

- ・里親委託に対する実親の同意を得ることが難しい。(施設なら同意するが、里親の場合に同意しない) 等

○ 児童の問題の複雑化

- ・発達障害等児童の抱える問題等が複雑化しており、里親への委託が困難なケースが増えてきている 等

○ 実施体制、実施方針の問題

- ・児童福祉司が虐待対応業務に追われていることから、里親委託への業務に十分に関わっていない。
- ・里親専任担当職員が配置されていないなど、里親を支援するための体制の整備が十分でない。
- ・未委託里親の状況や里親委託を検討できる児童の情報など、県内全児相での情報共有が必要
- ・職員の意識の問題として、失敗を恐れると委託に消極的になり、無難な施設を選択する等の問題 等

里親委託を推進する取り組み例

○ 広報・啓発

- ・区町村や里親会等との連携・協力
- ・里親子による体験発表会(里親の実情を知ってもらう)
- ・一日里親体験、里親希望者と施設児童との交流事業 等

○ 実親の理解

- ・養子縁組を希望する里親のイメージが強い中で、養育里親の普及を進める
- ・養育里親についての里親の意識
- ・実親の理解が得やすいファミリーホームへの委託 等

○ 里親の支援

- ・里親交流会で体験談を語り、コミュニケーションを深める
- ・里親の孤立化を防止、訪問支援
- ・里親研修、養育技術の向上
- ・地域との連携をつくり、里親により養育環境をつくる 等

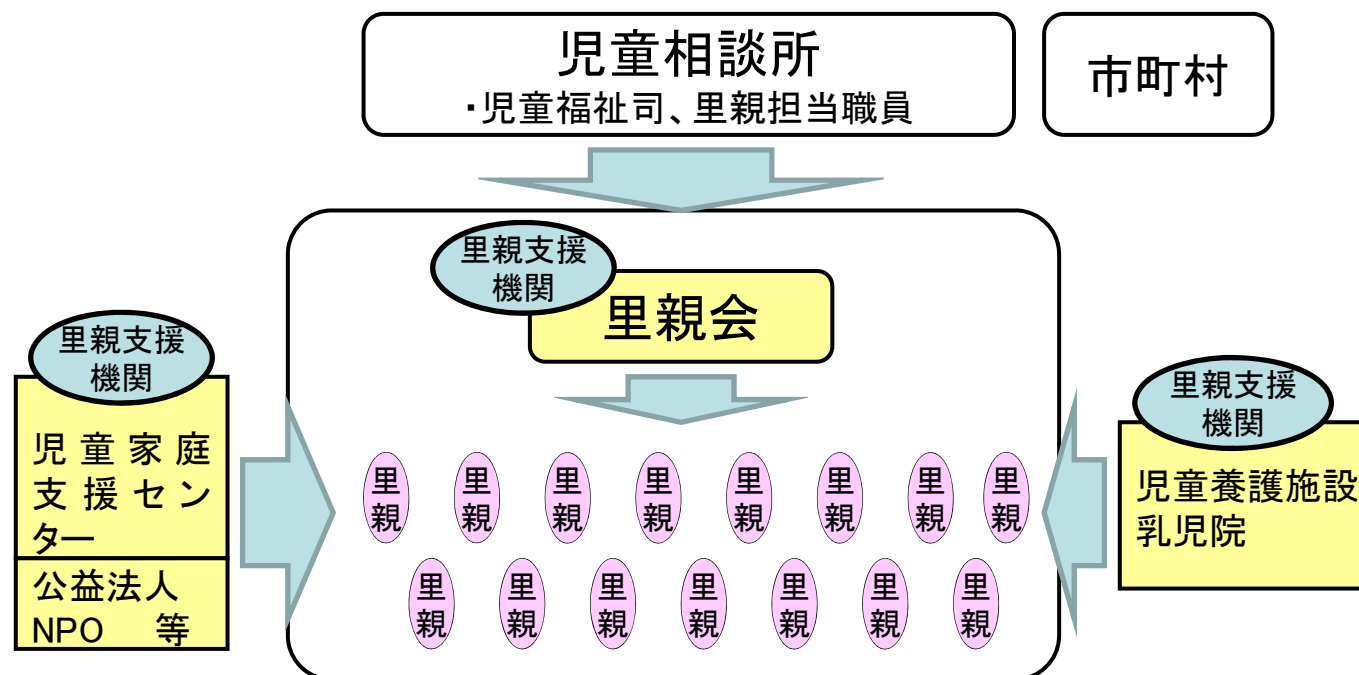
○ 実施体制、実施方針

- ・里親支援機関事業を外部に委託し、里親支援体制を充実
- ・里親会の強化
- ・里親担当職員の増員等
- ・里親委託のガイドラインの策定
- ・里親委託等推進委員会を設置し、関係機関・団体の間で里親委託に対する共通認識を持ち、委託推進の機運を高める
- ・相談ケースごとに里親委託の検討。施設入所児童の中から、委託可能な児童を掘り起こし 等

(各都道府県市へのアンケート結果より)

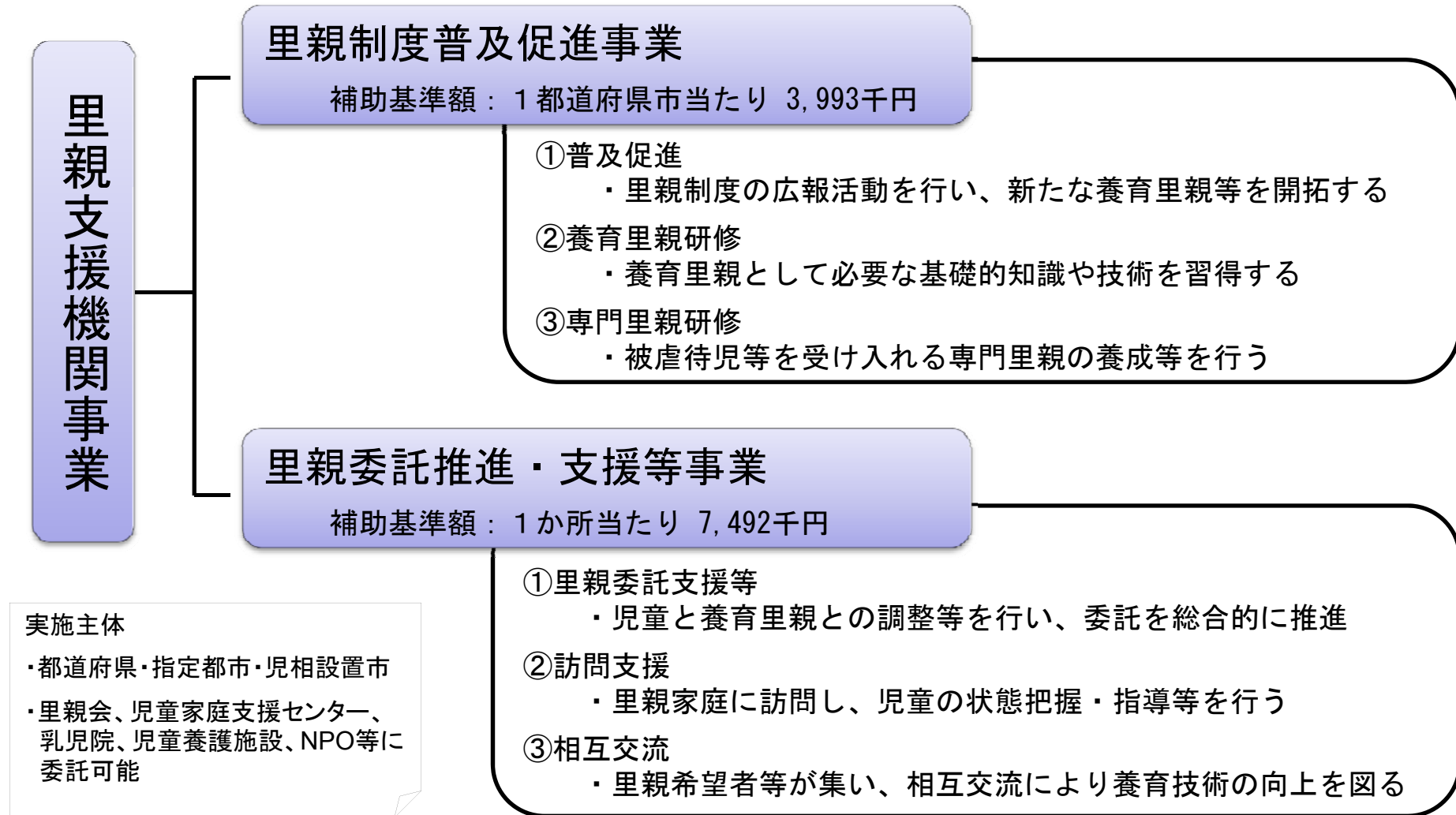
1 1. 里親委託の推進と里親支援機関

- 里親委託の促進のため、平成21年度から、里親手当の引き上げを行ったほか、新規里親の掘り起こしや里親支援等の業務行う「里親支援機関」事業を実施しているが、その効果的な実施が必要。
- 里親委託の推進のためには、里親会の活動や、地域の拠点である児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院の支援が重要。



里親支援機関事業		普及啓発
実施主体 ・都道府県・指定都市・児相設置市 ・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能	里親制度普及促進事業	養育里親研修
		専門里親研修
		里親委託支援等
	里親委託推進・支援等事業	里親家庭への訪問支援
		里親による相互交流

(参考 1) 里親支援機関事業の概要



※児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）の施行により、

- ・都道府県が行わなければならない業務として、児童福祉法第11条第1項第2号へに、「里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと」が規定され、
- ・同条第4項及び児童福祉法施行規則第1条の38で、当該業務に係る事務の全部又は一部を、都道府県知事が当該業務を適切に行うことができる者と認めた者に委託することができることとされ、
- ・児童福祉法第11条第5項に、委託を受けた者の守秘義務が規定された。同法61条の3に違反した者への罰則も規定された。

(参考2) 里親支援機関事業の実施状況 (平成23年度)

事業種別			直営	委託	里親会	児童家庭 支援 センター	乳児院	児童養 護施設	(社福) 母子 愛育会	公益法人 NPO法人 等
里親支援 機関事業 69自治体 (全都道 府県・指 定都市・ 児童相談 所設置 市)	里親制度 普及促進 事業	普及啓発	42	27	12	5	1	2	0	7
		養育里親研修	51	29	9	4	4	6	0	6
	68自治体	専門里親研修	12	71	3	1	1	3	59	4
	里親委託 推進・支 援等事業	里親委託支援等	50	13	5	2	1	2	0	3
		訪問支援	47	15	1	5	3	2	0	4
		相互交流	31	37	23	5	1	2	0	6
	60自治体									
実施自治体・受託機関数			62	154	30	9	12	33	59	11

家庭福祉課調べ (平成23年4月)

(参考3) 里親支援機関と児童相談所の役割

里親支援機関(都道府県からの委託)

●里親の掘り起こし事業

- ・里親制度の広報啓発・キャンペーン
- ・講演会、説明会等の開催

●里親への研修

- ・登録前研修の実施(更新研修等も実施)

※ 都道府県に1カ所

●里親候補者の週末里親等の活用

- ・子どもと里親候補者の交流機会の設定
- ・里親体験の実施

●里親委託の推進

- ・里親の意向調査
- ・子どもに最も適合する里親を選定するための調整

●里親家庭への訪問指導・養育相談

●里親サロン(里親同士の連携)

●レスパイト・ケアの調整

- ・施設や、委託里親、未委託里親の活用

実施主体: 都道府県・指定都市(児相設置市含む)
(児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能)

都道府県・児童相談所業務

里親登録申請



里親の認定・登録



里親委託



里親の支援、指導等



委託解除

○認定、登録に関する事務

- ・里親認定の決定、通知
- ・里親の登録、更新、取消申請の受理等

○委託に関する事務

- ・里親委託の対象となる子どもの特定
- ・子どものアセスメント
- ・措置決定会議において里親委託の決定
- ・担当児童福祉司の決定
- ・自立支援計画の策定

○里親指導等

- ・自立支援計画の実行(指導)
- ・モニタリング

○その他

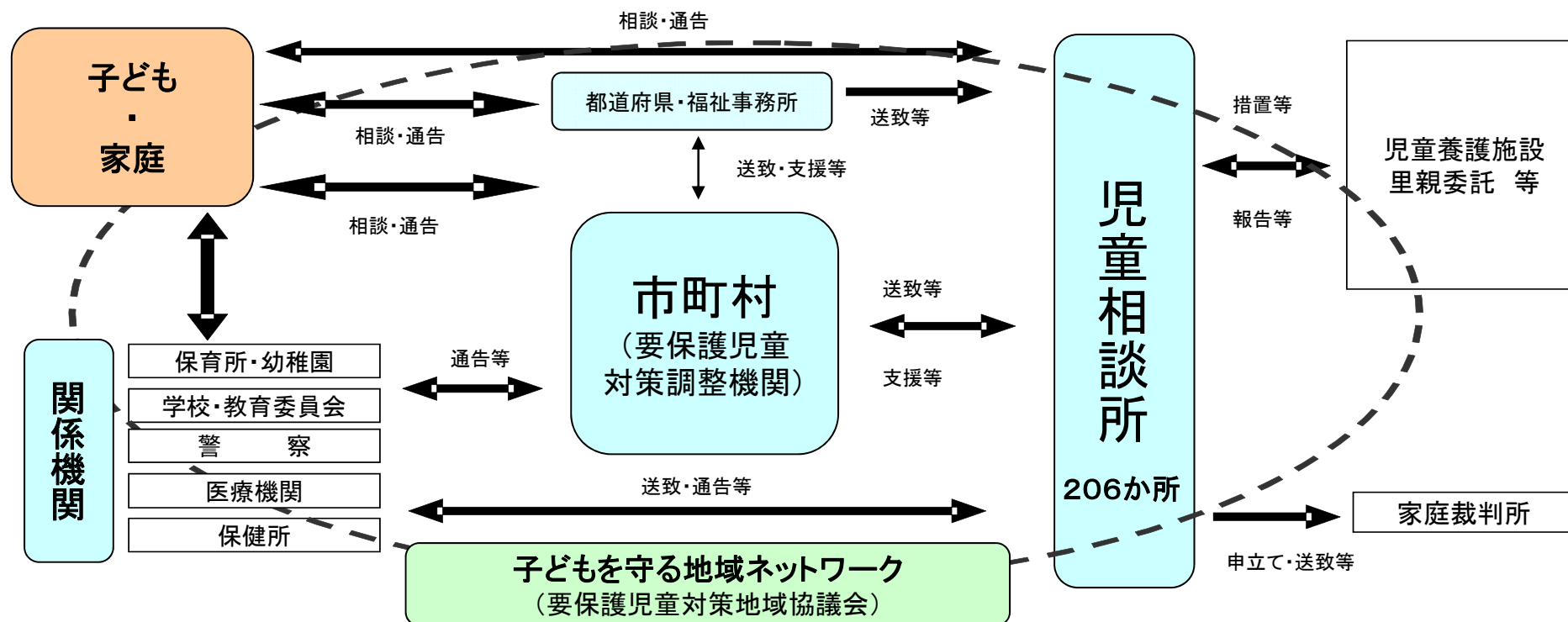
- ・都道府県間の連絡調整
- ・実親(保護者)との関係調整等

○里親委託の解除

- ・委託解除の決定

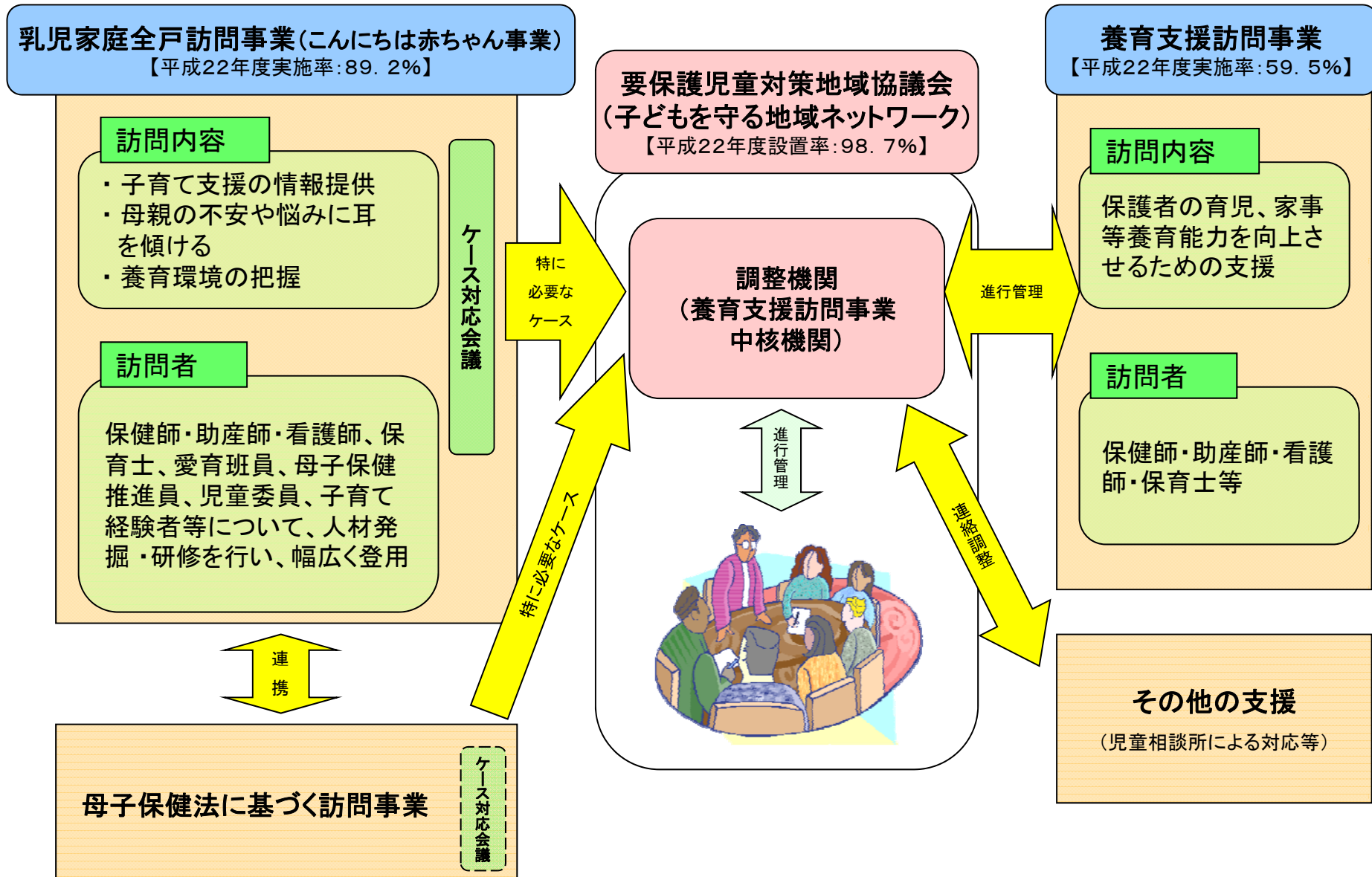
12. 市町村における要保護児童対策

- 平成16年の児童福祉法改正で、市町村による相談や、「要保護児童対策地域協議会」が法定化され、虐待を受けた児童、非行児童などの要保護児童対策について、地域の関係機関が連携する体制が設けられた。
 - ・児童福祉、保健医療、教育、警察、人権など関係機関の連携
 - ・虐待を受けた児童や非行児童などの対策
 - ・一時保護や施設入所等を要する場合は児童相談所へつなぐ
- 平成17年4月に、「市町村児童家庭相談援助指針」等の策定
- 平成20年の児童福祉法改正で、虐待予防に資する「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」等が法定化された。



発生予防と早期発見・早期対応のための連携

※乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業は、平成21年4月より法定化・努力義務化



13. 社会的養護の充実のためのこれまでの取組み

社会的養護の体制については、虐待を受けた児童や発達障害のある児童の増加などを受けて、充実のための取組が進められてきた。

平成9年児福法改正から平成16年児福法改正の頃までの主な取組

①施設類型・機能の見直し

- ・養護施設、教護院、母子寮等の名称・機能の見直し、虚弱児施設を児童養護施設に類型統合（平成9年改正）
- ・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の創設（平成9年改正）
- ・児童養護施設と乳児院の年齢弾力化（平成16年改正）
 - 〔・乳児院： 2歳未満の乳児院 → 必要な場合は幼児（小学校就学前）を含む
 - 〔・養護施設： 乳児を除く児童 → 必要な場合は乳児を含む
- ・アフターケアを位置付け（平成16年改正）

②地域化、小規模化の推進

- ・児童家庭支援センターの創設（平成9年改正）
- ・里親の最低基準制定、専門里親・親族里親創設（H14）
- ・地域小規模児童養護施設（H12）、小規模グループケア（H16）

③措置費による加算職員の配置

- ・心理療法担当職員（H11）→児童自立支援施設にまで拡大・常勤化（H16）
- ・家庭支援専門相談員（H11）→児童養護施設等のうち全施設に拡大・常勤化（H16）
- ・個別対応職員（H13）→児童養護施設等のうち全施設に拡大（H16）・常勤化（H20）

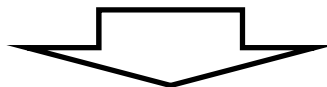
④施設基準の充実

- ・施設整備費の基準面積の引上げ（居室 $7.1\text{m}^2 \rightarrow 9.0\text{m}^2$ 、全体 $23.5\text{m}^2 \rightarrow 25.9\text{m}^2$ 、H12）
- ・最低基準の居室面積の引上げ（ $2.47\text{m}^2 \rightarrow 3.3\text{m}^2$ 、H10）

⑤行政体制

- ・市町村の役割の明確化（相談対応を明確化）、要保護児童対策地域協議会の法定化（平成16年改正）
- ・児相設置市の創設（平成16年改正）





平成20年児福法改正時からの主な取組

○里親制度等の推進

- ・里親制度の改正（養育里親制度、里親支援機関の創設等）
- ・里親手当の倍額への引上げ
- ・ファミリーホーム創設

○アフターケア事業の充実

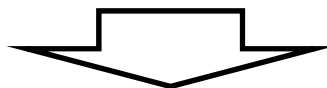
- ・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）について20歳未満に対象拡大し、予算措置も増額
- ・地域生活・自立支援事業（モデル事業）の実施（平成20年度～）→平成22年度から、退所児童等アフターケア事業

○施設の質の向上

- ・基幹的職員（スーパーバイザー）の養成・配置
- ・被措置児童等虐待防止

○計画的整備

- ・次世代法の都道府県行動計画における社会的養護の提供体制の計画的整備 等
- ・平成22年1月に、子ども・子育てビジョンにおいて、整備目標を設定



今後の取組

- 被虐待児や障害のある子どもの増加に対応した、社会的養護の質・量の拡充
- より家庭的な養育環境を実現するための、施設の小規模化や里親委託の推進
- 社会的養護の児童の自立支援策の推進 等

14. 社会的養護の充実のために当面直ちに行った事項

(1) 当面の実施要綱改正等の概要(平成23年4月実施)

1. 小規模グループケアの実施要綱改正

①定員要件の弾力化

- ・ 児童養護： 「原則 6 人」 → 「原則 6 人～ 8 人」
- ・ 情短、児童自立： 「原則 5 人」 → 「原則 5 人～ 7 人」
- ・ 乳児院： 「原則 4 人」 → 「原則 4 人～ 6 人」

②グループ数要件の緩和

- ・ 「1 施設 2 グループまで。ただし、次の要件を満たす施設は、3 グループまで指定可能
(要件)小規模グループケアを5年以上実施、研修の受入、各都道府県原則1施設」
- 「1 施設 2 グループまで。ただし、次の要件を満たす施設は、6 グループまで指定可能。
(要件)施設の小規模化・地域分散化を推進する計画(本体施設を全て小規模グループケア化、ファミリーホームを2か所以上開設、本体施設定員を児童養護施設は45人以下、乳児院は35人以下としていく内容)を策定するとともに、里親支援を行う。」

③管理宿直等職員の配置の要件緩和

- ・ 3か所以上の小規模グループケアを行う施設を対象に追加

④居室面積の基準の引上げ

- ・ 児童養護施設 1人3.3㎡以上 → 小学校以上は4.95㎡

⑤毎年度指定の不要化

- ・ 都道府県知事等が毎年度指定する方式から、一度指定されれば継続する方式に改め、事務を簡素化

2. 地域小規模児童養護施設の設置運営要綱改正

①設置要件の弾力化等

- ・ 本体施設の入所率90%を下回らないという要件の廃止。
- ・ 本体施設の定員の一部を地域小規模児童養護施設に振り替えることを可能とする。

②居室面積の基準の引上げ

- ・ 1人3.3㎡以上 → 小学校以上は4.95㎡

③毎年度指定の不要化

- ・ 都道府県知事等が毎年度指定する方式から、一度指定されれば継続する方式に改め、事務を簡素化

3. 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）実施要綱改正、措置費交付要綱等改正

①自立援助ホームの措置費の定員払い（運営の安定化）

- ・平成21年度より、児童の毎月の現員数に基づいて措置費（事務費）を計算しているが、自立援助ホームは、性質上、入所児童数の変動が大きいことから、児童養護施設と同様に、定員に基づく計算方法に改める。

4. 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）実施要綱改正、措置費交付要綱等改正

①ファミリーホームの新設後半年間の定員払い（新設時の運営の安定化）

- ・平成21年度の制度創設より、児童の毎月の現員数に基づいて措置費（事務費）を計算しているが、ファミリーホームは、新設当初は、措置児童数が少ない場合があることから、新設後6か月間に限り、定員に基づく計算方法に改める。

②ファミリーホームについて、①養育里親経験者が開設する場合、②施設職員経験者が開設する場合、③施設設置法人が開設する場合を明示

③ファミリーホームの養育者及び補助者は、里親に準じて養育里親研修又は専門里親研修の受講に努める旨を規定。

5. 児童家庭支援センター設置運営要綱の改正

- 児童家庭支援センターの業務に、里親及びファミリーホームに対する支援を加える。

6. 里親支援機関事業実施要綱の改正

- 里親支援機関事業を委託できる者として、里親会、児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、NPO等を明示。

- 里親支援機関事業の委託先には、児童福祉法上、守秘義務がかかることを周知。

- 里親支援機関事業の内容に、ファミリーホームに対する支援を加える。

7. 里親制度運営要綱の改正

- 里親認定の要件、手続き等をわかりやすく整理。

8. 里親委託ガイドラインの策定

- 里親委託優先の原則を明示

- 里親委託を推進するため、里親委託の運営方法についての留意事項を整理。

(2) 里親委託ガイドラインの概要（平成23年3月30日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

1. 里親委託の意義

- 何らかの事情により家庭での養育が困難となった子ども等に、家庭環境の下で養育を提供する里親制度は、子どもの健全な育成を図る有意義な制度である。
- 社会的養護を必要とする子どもは、様々な課題を抱えており、多様な子どもに対応できる里親を開拓し、社会的養護の担い手としての里親の集団を形成する必要がある。

2. 里親委託優先の原則

- 家族を基本とした家庭は、子どもの成長、福祉及び保護にとって自然な環境である。里親家庭に委託することにより、
 - ①特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、安心感、自己肯定感、基本的信頼感を育むことができる、
 - ②家庭生活を体験し、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることができる、
 - ③家庭生活での人間関係を学び、地域社会での社会性を養い、生活技術を獲得できる、などが期待でき、社会的養護では、里親委託を優先して検討するべきである。
- もっとも、里親の数の確保が不十分であり、様々な課題を抱える子どもに対応できる里親も少ない現状から、施設養護の役割も大きく、その質の充実に努める必要がある。

3. 里親委託する子ども

- 里親委託する子どもは、保護者の養育の可能性の有無や、新生児から高年齢児まで子どもの年齢にかかわらず、また、施設入所が長期化している子どもや、短期委託が必要な子どもなど、すべての子どもが検討の対象とされるべきである。
- 障害等や非行の問題など個別的な支援を必要とする子どもも、適切に養育できる専門里親等が確保できる場合には検討する。
- 施設での専門的なケアが望ましい場合、保護者や子どもが明確に里親委託を反対している場合、対応の難しい保護者の場合、里親と子どもが不調となり施設ケアが必要な場合などは、当面は施設措置を検討する。

4. 保護者の理解

- 里親や施設の選択は、児童相談所が子どもの利益となるよう行うが、保護者へは十分説明し理解を得るよう努める。
- 里親委託へ不安を抱く保護者へは、養育里親と養子縁組希望里親との区別を説明し、養育里親による家庭的環境が子どもの成長を促すこと、社会的養護は里親委託が原則であること、保護者と子どもとの面会等は原則可能であること等を説明し、理解を得る。
- 家庭裁判所の承認を得て行う児童福祉法第28条措置を除き、親権者の意に反して措置を行うことはできないが、意向が確認できない場合は、可能である。

5. 里親への委託

- 里親に子どもを委託する場合は、子どもや保護者のアセスメントを行い、里親の特性や力量を考慮し、子どもに最も適合した里親の選定を行う。里親への打診と説明、子どもと里親との面会交流を行い。調整期間は、できるだけ長期にならないよう努める。
- 養育里親については、長期の里親委託、短期の里親委託を活用する。

- 専門里親については、虐待等で深く傷ついている子ども、障害のある子どもや非行傾向のある子どもについては、アセスメントを丁寧に行い、慎重に委託を検討する。
- 養子縁組希望里親については、児童に温かい家庭を与え、児童の養育に法的安定性を与えるものであり、適正な養子縁組を結べるよう制度を活用する。
- 親族里親については、保護者の死亡や行方不明、拘禁に加えて、入院や疾患により養育できない場合も対象に含まれ、親族に養育を委ねた場合に、その親族が経済的に生活が困窮するなど結果として施設措置を余儀なくされる場合には、親族里親の制度を利用し、一般生活費等を支給して、親族により養育できるようにする。
- 特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託については、望まない妊娠による出産で養育できない、養育しないという保護者の意向が明確な場合には、妊娠中からの相談や、出産直後の相談に応じ、里親委託までの切れ目のない支援を検討する。
- 18歳以降、20歳に達するまでの措置延長については、子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に活用する。
- 里親と子どもの不調については、不調になる兆しをできるだけ早く把握し、里親支援機関等と協力し、家庭訪問、レスパイト、相互交流など、里親家庭の支援を行う。やむを得ない場合は、委託解除を検討するが、委託解除を行う場合は、子どもと里親の双方のケアを丁寧に行う。

6. 里親の認定・登録

- 里親には、児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する深い愛情を有していることなどが求められる。
- 養育里親、専門里親については、養育可能な年齢であるかどうかを判断し、年齢の上限については柔軟な対応をする。養子縁組を前提とする里親は、子どもが20歳に達した時に、里親の年齢が概ね65歳以下であることが望ましい。

7. 里親への支援

- 里親委託を推進するためには、里親の居住する市区町村や里親支援機関、児童家庭支援センター等と連携し、里親の資質向上を図る研修や、里親が孤立することのないよう、里親支援を行う。
- 里親委託後は定期的な家庭訪問を行い、里親や子どもの状況を把握する。また、里親の相互交流や、地域の子育て情報の提供、里親の一時的な休息のための支援（レスパイト）、相談など、里親支援を行う。

8. 子どもの権利擁護

- 里親は子どもの最善の利益を実現する社会的養護の担い手であり、子どもの権利擁護を実践する。里親に委託された子どもには、「子どもの権利ノート」を配布し、これからの生活が安全で安心できるものであること、子どもが自分の意見を述べることができ、大人と一緒に考えることができることなどを伝える。里親に対しては、被措置児童等虐待対応ガイドラインについて、研修等で周知する。

9. 里親制度の普及と支援の充実

- 市区町村や里親会と連携し、広報や、里親の体験発表会等を行い、里親制度の普及に努め、新たな里親を開拓する。
- 児童相談所に里親委託を推進する担当者を配置し、体制の整備や充実を図る。里親支援機関を、里親会や、児童家庭支援センター、施設、NPO法人等へ委託し、広く連携する。児童養護施設等は、施設機能を地域に分散させ、里親支援など、地域での社会的養護を支える役割を充実していく。

(3) 児童福祉施設最低基準の当面の見直しの概要(平成23年6月17日公布施行)

1. 職員配置基準関係

(1) 加算職員の配置の義務化

① 家庭支援専門相談員

※ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設で配置義務化

※ 家庭支援専門員の要件は、社会福祉士、精神保健福祉士、施設従事経験5年以上、児童福祉司の任用資格のある者

② 個別対応職員

※ 乳児院(定員20人以下を除く)、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設で配置義務化

③ 心理療法担当職員(対象者10人以上に心理療法を行う場合)

※ 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設で配置義務化

※ 心理療法担当職員の要件は、大学で心理学の課程を修めて卒業し心理療法の技術を有する者 等

(2) 現行の措置費に含まれている直接職員で最低基準に明記されていないものを明記

① 乳児院

- ・ 看護師・児童指導員・保育士: 1歳児 1.7:1、2歳児 2:1、3歳以上児 4:1(現在は乳児1.7:1のみ規定)
- ・ 定員10人以上20人以下の施設に、保育士を1人加配

② 母子生活支援施設

- ・ 母子支援員(母子指導員を改称)及び少年指導員を、20世帯以上施設で各2人配置(現在は各1人のみ規定)
- ・ 保育所に準ずる設備がある場合に、保育士を30:1で配置(最低1人)

③ 児童養護施設

- ・ 定員45人以下の施設に、児童指導員又は保育士を1人加配
- ・ 乳児を入所させる場合に、看護師を乳児1.7:1で配置

※ (1)①②は、経過措置として、平成23年度末までは置かないこともできる。

※ このほか、児童指導員の任用資格に社会福祉士・精神保健福祉士を追加する等の改正。

2. 設備基準関係

① 居室面積の下限の引上げ

- ・ 乳児院 1人1. 65㎡以上 → 2. 47㎡以上
- ・ 母子生活支援施設 1人概ね3. 3㎡以上 → 1室30㎡以上
- ・ 児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム
1人3. 3㎡以上 → 4. 95㎡以上（児童養護施設の乳幼児のみの居室は3. 3㎡以上）

② 居室定員の上限の引下げ

- ・ 児童養護施設 15人以下 → 4人以下（乳幼児のみの居室は6人以下）
- ・ 情緒障害児短期治療施設 5人以下 → 4人以下
- ・ 児童自立支援施設 15人以下 → 4人以下

③ 相談室の設置の義務化

- ・ 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設 （情短施設は規定済）

※①②は、改正施行後に新設、増築又は全面改築される居室に、③は改正施行後に新設又は全面改築される施設に適用

※このほか、小規模グループケアやグループホームの便所は、男女別の設置を要しないこととする改正

3. 各施設の運営理念等関係

① 乳児院における養育（第23条、第25条）

- ・ 「乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し」とする等、表現の見直し。
- ・ 家庭環境の調整、関係機関との連携について規定。

② 母子生活支援施設における生活支援（第29条）

- ・ 「生活指導」の規定を「生活支援」に変更するとともに、「母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう」の字句を追加する等の見直し。
- ・ 「授産場」の規定（第30条）を削除（現在は、設置されていないため）

③ 児童養護施設における養護（第44条、第45条）

- ・「養護」全体についての規定を設け、「児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない」旨を規定。
- ・「生活指導」について、「将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように」を追加。
- ・「学習指導」の規定を追加し、「適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう」支援する旨を規定。
- ・「職業指導」の規定を見直し、「適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう」支援する旨を規定。

④ 情緒障害児短期治療施設における心理療法、生活指導、家庭環境の調整（第76条）

- ・家庭環境の調整について、「保護者に児童の状態及び能力を説明」「親子関係の再構築等が図られるよう」等の表現の見直し。

4. 総則関係

① 運営の一般原則（第5条）

- ・人権と人格の尊重、地域との交流連携、保護者等への説明、自己評価等を規定

② 施設職員の一般要件の規定（第7条、第7条の2）

- ・人間性と倫理観、自己研鑽の文言を追加

③ 衛生管理の規定（第10条）

- ・入浴回数1週2回以上という規定を、希望等を勘案し に改める

④ 食事の規定（第11条）

- ・食を営む力の育成（食育）の文言を追加。
- ・小規模グループケアやグループホームで調理する場合は、あらかじめ作成した献立に従う旨の規定を弾力化。